

# 平成29年度 地域包括支援センター業務評価表

包括名	早岐地域包括支援センター
記入者	江崎 勝明
評価日	平成30年4月27日

評価項目			センター記載欄		
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
業務 全体	危機管理	24時間の連絡体制がとれており、緊急時の対応体制も整備されている。	○		
	苦情対応体制	苦情に対する適切な対応(体制)ができている。また、苦情内容や対処方法等について職員間で共有するとともに、再発防止に努めている。	○		
	個人情報やプライバシーの保護	相談記録や個人情報の管理・保管を適切に行っている。	○		
		市と共有する個人情報を開示する範囲について協議・確認をしている。	○		
	職員の適正な配置	3職種及び追加配置職員を定数配置している。	○		
	3職種の職務分担と連携(2職種配置の場合は2職種)	支援困難ケース等については、各職種の専門性を生かし、必要に応じて3職種が協働で支援している。	○		
	迅速な対応	緊急性が高いと考えられる場合には、特に迅速な対応を行っている。	△		
	包括的支援	生活全体を視野に入れ、単体のサービスや制度の適用のみでなく、それらの間をつなぐ等幅広い観点から支援を行っている。	○		
	公正・中立性の確保	包括的支援事業	市の受託者として公正・中立な事業運営を実施している。	○	
		介護予防支援業務	要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行っている。	○	
		特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。	○	
		介護予防支援の委託先の偏り	介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
	事業計画の作成と進捗確認	地域課題を把握分析して反映させた事業計画を職員が作成している。職員間で計画内容を共通理解し、事業目標の達成に向けて定期的に業務の進捗状況を確認している。	○		
	職員の資質の向上	業務にかかる知識の習得に努め、専門性の向上を図っている。	○		
		幅広い職員の研修の機会を確保し、参加させている。また、その内容を職員間で共有できている。	○		
市との連携	運営において、常に市との連携を図り、報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有を図っている。	○			
	業務上の疑義等について、センター長へ相談・報告し、なお解決できない場合、センター長から市に質問票を提出している。	○			
運営協議会の提言への対応	運営協議会の提言を真摯に受け止め、事業に反映している。	○			

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

評価項目			センター記載欄		
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
介護予防ケアマネジメント事業	《独自の取り組み》 介護予防・日常生活支援総合事業の実践		《具体的な取り組み》 平成29年度から新たに始まった「介護予防・日常生活支援総合事業」を確実に実践するため、研修等を通じた正しい制度の理解とともに、佐世保市をはじめ介護サービス事業者との連携を図った。また、地域ケアマネジャー向けの説明会を開催し制度の周知を図った。	○	
	適切な介護予防ケアマネジメントの実施		利用者へ介護予防の必要性について説明し、聞き取りのみでなく、自宅の室内の様子や日常生活の状況など、生活の視点も含めて総合的にアセスメントをするようにしている。	○	
			介護予防に目を向けたアセスメント・ケアプラン作成(具体的な目標設定も含む)・モニタリング・評価といった一連のケアマネジメントが適切に行えている。	○	
			サービス担当者会議や承認会議は、自立支援に目を向けてサービス内容の検討をしている。	○	
			ケアマネジメントを実施するにあたり、本人のできる事までもサービスを導入していないか確認している。	○	
			委託先に対し、適切なケアマネジメントができるよう、指導助言をしている。	○	
	介護予防ケアマネジメント委託について、公正・中立性の確保	特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。	○	
		介護予防ケアマネジメント支援の委託先の偏り	介護予防ケアマネジメント支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
	サービス終了後の支援		一般介護予防事業につなげた場合や、サービス利用終了者に対し、定期的に状況に応じ訪問や連絡を行い、介護予防の取り組みが継続できるよう意識づけしている。	○	
給付管理		介護予防ケアマネジメント費での請求と介護予防支援費の請求を間違わないよう、チェック体制をとっている。	○		
総合相談支援事業	《独自の取り組み》 認知症に関する取り組み		《具体的な取り組み》 三川内地区自治協議会主催による地区公民館での認知症ドキュメンタリー映画の上映にいたり、後援という立場で準備段階から当日の運営まで関わり、認知症に関する地域住民の理解に努めた。また、認知症のために車の運転が難しくなってきた高齢者の免許返納に関して、早岐警察署と連携をとり対応を図った。	○	
	地域連携の仕組みづくり		地域会合や集まりに積極的に参加し、顔の見える関係をつくっている。	○	
	地域住民との共働		地域住民との共働により、地域の問題解決に取り組んでいる。	○	
	地域のアセスメント		地域特性(地理、人口、高齢化率、世帯構成、独居高齢者の割合等)および地域住民の課題とニーズを把握している。	○	
	適切な総合相談		再相談に対応できるよう、対応した以外の職員でも対応可能な相談記録票を整備し、記録を残している。	○	
			地域の関係機関・高齢者等の相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローしている。	○	
	継続的・専門的相談支援		サービス利用等につながらないケース、また本人が支援を望まないようなケースであっても、適切なアセスメントのもとに、訪問等による状況把握および支援等を継続的に行っている。	○	
			地域の社会資源等の情報を把握し、職員で活用している。	○	
必要に応じて、訪問による実態把握を積極的に行っている。			○		

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

評価項目			センター記載欄	
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)
権利擁護事業	《独自の取り組み》 高齢者虐待対応に関する周知活動	《具体的な取り組み》 佐世保市介護支援専門員連絡協議会の東部ブロックにおいて、「高齢者虐待」の研修を行った。高齢者やご家族との関りが多い地域ケアマネジャーの理解を更に深めることで高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めた。	○	
	高齢者虐待の防止および対応	市や関係機関と連携し、高齢者虐待の防止および対応にあたっている。	○	
		家族全体の支援という視点を持ち、養護者と信頼関係を図り、養護者支援に努めている。	○	
		高齢者虐待の相談通報窓口として、関係機関や地域住民に周知している。	○	
	消費者被害の防止および対応	消費者被害や権利侵害が疑われるケースに的確に対応できるよう、サービスや制度を理解している。	○	
		消費生活センターや民生委員などの関係機関と連携し、消費者被害の防止および対応にあたっている。	○	
成年後見制度の普及・活用促進	成年後見制度(法定後見・任意後見)を幅広く普及するための活動を行っている。	○		
判断能力が低下している状況にある人への支援	適切なスクリーニングを実施し、成年後見制度申立支援や日常生活自立支援事業等へのつなぎを行っている。	○		
包括的・継続的ケアマネジメ ント支援事業	《独自の取り組み》 地域づくりに向けた取り組み	《具体的な取り組み》 江上・針尾・宮・三川内・早岐・広田それぞれの地区で地域包括ケア会議を開催し、ますます住みやすい地域になるために取り組めること等について地域や関係機関の方々話し合いを行った。意見をまとめ参加者や長寿社会課への報告により情報共有を図った。	○	
	地域ケア会議の開催	地域ケア会議が必要と判断した場合は、迅速に関係機関を集めて開催している。	○	
	地域包括ケア会議の開催	地域包括ケア会議を3職種が協力、定期的に開催し、地域課題解決に向けて取り組んでいる。	○	
	介護支援専門員の質の向上のための支援	地域の介護支援専門員の全体の質の向上のために研修会や事例検討会を開催したり、地域資源等の情報提供をしている。	○	
	個々の介護支援専門員へのサポート	介護支援専門員(プランナーも含む)との連携を図り、常に相談しやすい体制や関係作りに努め、課題等の把握をしている。また介護支援専門員と関係機関等との顔つなぎをしている。	○	
一般介護予防事業	《独自の取り組み》 自主活動グループの活性化に向けた取り組み	《具体的な取り組み》 いきいき百歳体操やサロン活動等を実施されている方々を対象に「自主活動グループ交流会」を開催した。動画や写真を用いたグループの活動紹介、グループワークでの意見交換、代表者からの活動報告、社会福祉協議会からの遊具の紹介等を行った。	○	
	介護予防普及啓発	計画的に健康教育等を実施し、介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		地域にある団体等を把握し、介護予防活動の普及・啓発をすることに努めている。	○	
		新規団体への介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		介護予防を推進するため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている。	○	
		地域に偏りなく、健康教育や健康講話を行っている。	○	
		介護予防活動の普及啓発後も継続的にその団体を支援する工夫を行っている。	○	
		介護予防普及啓発活動で何らかの支援を要するものを早期に把握した場合、適切な支援につなげている。	○	
地域リハビリテーション活動支援	介護予防の取り組み団体を支援する場合、リハビリ専門職等と連携し、介護予防取組の機能強化を図っている。	○		

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

## 佐世保市早岐地域包括支援センター業務評価結果

## 1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
業務全般	地域の課題について、地域住民との行事や関係機関との連携から、地域の実態が情報収集され、職員間においても情報共有が図られています。課題を把握分析して反映させた事業計画についても、日々の会議で確認しながら、進捗状況が管理されています。また、各職種が連携を図り支援困難事例に対応されていました。緊急性が高い相談については、事後予測を踏まえ、三職種で支援策や解決策を検討し期限を決めて迅速な対応を行ってください。
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントの中で、委託居宅介護事業所との自立支援の考え方が違い、連携が困難な状況も見受けられますが、地域のケアマネジャー交流会等で、居宅介護事業所からの理解を得られるように、今後ご尽力ください。主任介護支援専門員が中心となり、プランナーへの指導助言にもあたられていますので、今後も支援をお願いします。
総合相談	警察署と連携を密に行うことで、警察署においても気になる事例について相談があったり、関係機関と連携を増やすことで迅速な対応ができていました。更に、自主活動グループから、勉強会での講話等の依頼が増えていることで、センターの周知だけでなく、地域の高齢者の課題やニーズを把握することにも繋がっており、センター内でケース会議を行い、三職種で情報共有し、各専門職からの意見交換を行うことで、対象者にとって必要な支援に繋がっていました。今後も、センター全体での取り組みを継続してください。
権利擁護	圏域内介護支援専門員の虐待に対する意識向上のため、介護支援専門員研修会の中で、虐待防止に関し、専門職を招いて研修を行い、顔の見える関係づくりができていました。また、その研修を通して関係者からの相談に繋がった事例も確認できました。成年後見制度申立支援にも尽力されていますので、今後もケース支援の中で権利擁護の意識を持ち続けられてください。
包括的継続的ケアマネジメント	包括管内の地域の特徴が多様な状況である中、地域の課題を整理し、関係機関や住民とのネットワークが構築できつつあります。その結果、住民同士の支えあいの意識向上にも繋がっており、地域の介護支援専門員との交流会を通じ、相談ができる体制が整備されつつあると思われます。
一般介護予防	健康教育については前年実施したところを管理して、少ない地域へは老人会等へ声かけを行って積極的に実施に努められています。自主活動グループの立ち上げや支援に努められていて、新規の団体が増えているため、今後、継続できるよう支援をお願いします。地域によっては自主活動グループが少ない地域も把握されているため、介護予防の普及啓発と支援をお願いします。

## 2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の有無 有 無

## 3. 長寿社会課による総合評価

総括	地域住民との行事や関係機関との連携から、情報の収集や共有がなされ、住民や関係機関とのネットワーク構築ができつつあり、今後は多面的(制度横断的)な支援の展開を視野に入れネットワークを構築してください。なお、困難・複雑・多様な個々の問題やニーズについては専門性を活かし、チーム力を高め計画的な支援を行ってください。今後も継続して地域において健康を保持する介護予防の推進とともに活動を進めてください。
----	---

## 4. 改善事項

緊急性の高い相談についての対応

(様式2-3)



平成30年11月28日

### 佐世保市早岐地域包括支援センター業務評価に係る改善結果報告書

佐世保市長寿社会課  
課長 吉住 和倫 様

(委託法人) 社会福祉法人 朋友会  
(代表者) 理事長 原田 修嗣



地域包括支援センター業務評価に係る改善結果を下記にご報告致します。

改善事項	長寿社会課による意見	改善報告(計画)及び実施時期
緊急性の高い相談について の対応	緊急性の高い相談については、事後予測を踏まえ、三職種で支援策や解決策を検討し期限を決めて迅速な対応を行って下さい。	緊急性の高い相談の対応については、通常行動と異なる対応が必要とされることから、チームがより迅速かつ円滑に行動できるよう、緊急対応マニュアルを整備いたします。また、長寿社会課と、情報の共有および対応の方向性の決定等、より連携強化を図った上で、その課題に取り組んでまいります。



# 平成29年度 地域包括支援センター業務評価表

包括名	日宇地域包括支援センター
記入者	内野 絹子
評価日	平成 30 年 4 月 26 日

評価項目			センター記載欄		
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
業務全体	危機管理	24時間の連絡体制がとれており、緊急時の対応体制も整備されている。	○		
	苦情対応体制	苦情に対する適切な対応(体制)ができています。また、苦情内容や対処方法等について職員間で共有するとともに、再発防止に努めている。	○		
	個人情報やプライバシーの保護	相談記録や個人情報の管理・保管を適切に行っている。	○		
		市と共有する個人情報を開示する範囲について協議・確認をしている。	○		
	職員の適正な配置	3職種及び追加配置職員を定数配置している。	△	29年度は保健師が設置できなかった	
	3職種の職務分担と連携(2職種配置の場合は2職種)	支援困難ケース等については、各職種の専門性を生かし、必要に応じて3職種が協働で支援している。	○		
	迅速な対応	緊急性が高いと考えられる場合には、特に迅速な対応を行っている。	○		
	包括的支援	生活全体を視野に入れ、単体のサービスや制度の適用のみでなく、それらの間をつなぐ等幅広い観点から支援を行っている。	○		
	公正・中立性の確保	包括的支援事業	市の受託者として公正・中立な事業運営を実施している。	○	
		介護予防支援業務	要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行っている。	○	
		特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。	○	
		介護予防支援の委託先の偏り	介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
	事業計画の作成と進捗確認	地域課題を把握分析して反映させた事業計画を職員が作成している。職員間で計画内容を共通理解し、事業目標の達成に向けて定期的に業務の進捗状況を確認している。	○		
	職員の資質の向上	業務にかかる知識の習得に努め、専門性の向上を図っている。	○		
		幅広い職員の研修の機会を確保し、参加させている。また、その内容を職員間で共有できている。	○		
市との連携	運営において、常に市との連携を図り、報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有を図っている。	○			
	業務上の疑義等について、センター長へ相談・報告し、なお解決できない場合、センター長から市に質問票を提出している。	○			
運営協議会の提言への対応	運営協議会の提言を真摯に受け止め、事業に反映している。	○			

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

評価項目			センター記載欄		
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
介護予防ケアマネジメント事業	《独自の取り組み》 総合事業について		4月から始まった総合事業への移行が問題無く進むように利用者様、関連事業者、委託先居宅事業所への説明を繰り返し行った。	○	
	適切な介護予防ケアマネジメントの実施	利用者へ介護予防の必要性について説明し、聞き取りのみでなく、自宅の室内の様子や日常生活の状況など、生活の視点も含めて総合的にアセスメントをするようにしている。		○	
		介護予防に目を向けたアセスメント・ケアプラン作成(具体的な目標設定も含む)・モニタリング・評価といった一連のケアマネジメントが適切に行えている。		○	
		サービス担当者会議や承認会議は、自立支援に目を向けてサービス内容の検討をしている。		○	
		ケアマネジメントを実施するにあたり、本人のできる事までもサービスを導入していないか確認している。		○	
		委託先に対し、適切なケアマネジメントができるよう、指導助言をしている。		○	
	介護予防ケアマネジメント委託について、公正・中立性の確保	特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。	○	
		介護予防ケアマネジメント支援の委託先の偏り	介護予防ケアマネジメント支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	△	圏域内にある居宅事業所4件であり、受託していただく件数にも限りがある。白十字会CPCはCMの人数が多く、受託に余裕がある。県域外の居宅事業所にも委託は依頼している。
	サービス終了後の支援		一般介護予防事業につなげた場合や、サービス利用終了者に対し、定期的に状況に応じ訪問や連絡を行い、介護予防の取り組みが継続できるよう意識づけしている。	○	
給付管理		介護予防ケアマネジメント費での請求と介護予防支援費の請求を間違わないような、チェック体制をとっている。	○		
総合相談支援事業	《独自の取り組み》 地域資源の情報収集		《具体的な取り組み》 圏域内にある入所施設(福祉施設・保健施設・グループホーム)通所サービス事業所、小規模多機能型事業所へ、事業所が行っておられる社会貢献活動の情報を提供していただき、まとめたものを自治会長、民生委員へお渡しできた。また、地域の活動について包括ケア会議で共に話し合うことができた。	○	
	地域連携の仕組みづくり		地域会合や集まりに積極的に参加し、顔の見える関係をつくっている。	○	
	地域住民との共働		地域住民との共働により、地域の問題解決に取り組んでいる。	○	
	地域のアセスメント		地域特性(地理、人口、高齢化率、世帯構成、独居高齢者の割合等)および地域住民の課題とニーズを把握している。	○	
	適切な総合相談	再相談に対応できるよう、対応した以外の職員でも対応可能な相談記録票を整備し、記録を残している。		○	
		地域の関係機関・高齢者等の相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローしている。		○	
	継続的・専門的相談支援	サービス利用等につながらないケース、また本人が支援を望まないようなケースであっても、適切なアセスメントのもとに、訪問等による状況把握および支援等を継続的に行っている。		○	
地域の社会資源等の情報を把握し、職員で活用している。		○			
必要に応じて、訪問による実態把握を積極的に行っている。		○			

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

評価項目			センター記載欄	
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)
権利擁護事業	独自の取り組み 虐待予防、消費生活問題予防の啓発活動	《具体的な取り組み》 ・健康教育・講話にて5回権利擁護等について話げできた。 様々な内容の相談に応じ、「その方の暮らしを守る」ための対応を行うことができた。	○	
	高齢者虐待の防止および対応	市や関係機関と連携し、高齢者虐待の防止および対応にあたっている。	○	
		家族全体の支援という視点を持ち、養護者と信頼関係を図り、養護者支援に努めている。	○	
		高齢者虐待の相談通報窓口として、関係機関や地域住民に周知している。	○	
	消費者被害の防止および対応	消費者被害や権利侵害が疑われるケースに的確に対応できるよう、サービスや制度を理解している。	○	
		消費生活センターや民生委員などの関係機関と連携し、消費者被害の防止および対応にあたっている。	○	
成年後見制度の普及・活用促進	成年後見制度(法定後見・任意後見)を幅広く普及するための活動を行っている。	○		
判断能力が低下している状況にある人への支援	適切なスクリーニングを実施し、成年後見制度申立支援や日常生活自立支援事業等へのつなぎを行っている。	○		
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	独自の取り組み ネットワークの形成	《具体的な取り組み》 圏域内の医院や薬局、郵便局や銀行、消防署や派出所、スーパーやコンビニ等の一般企業を回り、包括への情報提供の依頼とネットワーク形成の必要性等について声かけを行った。また、包括ケア会議の開催参加も広報行えた。	○	
	地域ケア会議の開催	地域ケア会議が必要と判断した場合は、迅速に関係機関を集めて開催している。	○	
	地域包括ケア会議の開催	地域包括ケア会議を3職種が協力、定期的開催し、地域課題解決に向けて取り組んでいる。	○	
	介護支援専門員の質の向上のための支援	地域の介護支援専門員の全体の質の向上のために研修会や事例検討会を開催したり、地域資源等の情報提供をしている。	○	
	個々の介護支援専門員へのサポート	介護支援専門員(プランナーも含む)との連携を図り、常に相談しやすい体制や関係作りを努め、課題等の把握をしている。また介護支援専門員と関係機関等との顔つなぎをしている。	○	
一般介護予防事業	《独自の取り組み》 サロンサポーター養成講座	《具体的な取り組み》 ・日宇地区公民館が主催している講座「ひう自由大学」において介護予防の必要性や百歳体操の紹介などが行えた。 ・講座受講生にアンケートをとり、地域活動に興味がある方についてはサロンサポーター養成講座の案内、開催ができた。	○	
	介護予防普及啓発	計画的に健康教育等を実施し、介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		地域にある団体等を把握し、介護予防活動の普及・啓発をすることに努めている。	○	
		新規団体への介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		介護予防を推進するため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている。	○	
		地域に偏りなく、健康教育や健康講話を行っている。	○	
		介護予防活動の普及啓発後も継続的にその団体を支援する工夫を行っている。	○	
		介護予防普及啓発活動で何らかの支援を要するものを早期に把握した場合、適切な支援につなげている。	○	
地域リハビリテーション活動支援	介護予防の取り組み団体を支援する場合、リハビリ専門職等と連携し、介護予防取組の機能強化を図っている。	○		

## 佐世保市日宇地域包括支援センター業務評価結果

## 1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
業務全般	保健師の配置については、「準ずるもの」の配置となっていたものの、三職種の専門性を活かし、支援困難事例等について、三職種で検討する場を設定し役割分担をして対応されていました。また、苦情対応については、ヒヤリ・ハットの考え方を取り入れ、再発防止に取り組まれていました。地域課題については、地域差があり個々の地域に対応した目標を立て、地域の団体等とも連携し活動が行われていましたが、事業目標の達成に向けて、定期的な業務の進捗状況の確認もあわせてされていくと、より効果的なものになります。
介護予防ケアマネジメント	サービス利用希望者に対しての初動の訪問は実施されているので、更に適切な支援に繋がれるように継続してください。今後は自主活動等の地域の受け皿づくりを充実し、サービス終了者の支援に繋がることができるよう体制づくりの強化をよろしくお願いします。また、地域の居宅介護事業所への自立支援に向けた指導等も含め適切な介護予防ケアマネジメントに取り組まれることを期待します。
総合相談	センターが中心となって、事業所が地域住民と協働して活動できることをまとめ情報提供を行うなどの顔の見える関係づくりがなされていました。また、サロン作りの地区を決めて活動したり、積極的に地域活動参加されていました。今後は更に地域との連携の強化についてセンター内で検討し、具体的な活動に繋がっていくことを期待します。
権利擁護	健康教育として権利擁護についての講話をされたことで、地域からセンターに相談があつているという現状がわかりました。また、2か月に1回程度健康教育の中で高齢者虐待防止について話をする中で、高齢者虐待を見つけた時の相談先として、センターが窓口だということの周知が図られていました。虐待事例の記録については常に行い、すぐに記録で確認できるような体制をお願いします。
包括的継続的ケアマネジメント	地域の介護支援専門員からの相談・解決については、これまで通りお願いします。地域の介護支援専門員との交流会を定期的で開催されていますが、研修会・事例検討会・情報交換会等、会議の目的を区分して把握することで、業務内容の確認が可能になると思われます。地域ケア会議のネットワークについては参加依頼にも努力が伺えますので、今後も継続してください。平成31年度より地域ケア個別会議の手法が変わりますので、これまでの関係づくりから円滑な実施を期待します。
一般介護予防	新規団体ができていない地域に対しては、老人会等へ働きかけておられるので、引き続き進めてください。近くの団体へ参加していない地域の方が参加できるサロンを検討しているということであるため、サロンサポーター養成講座の人材やコーディネーターとも協力して進めていってください。

## 2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の有無 有 無

## 3. 長寿社会課による総合評価

総括	地域課題については、地域の実情に応じ、住民や関係機関と連携し地域活動支援が進められています。また、困難、緊急と判断される事例への対応についても、三職種の専門性を活かし、連携して対応されています。今後は、多面的(制度横断的)な支援の展開を視野に入れネットワークを構築してください。地域の居宅介護事業所への自立支援に向けた指導等も含め適正で公正中立性を確保して取り組まれてください。
----	---

## 4. 改善事項

特にありません。

# 平成29年度 地域包括支援センター業務評価表

包括名	山澄地域包括支援センター
記入者	園田 康訓
評価日	平成30年4月27日

評価項目			センター記載欄		
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
業務全体	危機管理	24時間の連絡体制がとれており、緊急時の対応体制も整備されている。	○		
	苦情対応体制	苦情に対する適切な対応(体制)ができています。また、苦情内容や対処方法等について職員間で共有するとともに、再発防止に努めている。	○		
	個人情報やプライバシーの保護	相談記録や個人情報の管理・保管を適切に行っている。	○		
		市と共有する個人情報を開示する範囲について協議・確認をしている。	○		
	職員の適正な配置	3職種及び追加配置職員を定数配置している。	△	7月21日より3月31日まで病欠により追加職員1名不在。	
	3職種の職務分担と連携(2職種配置の場合は2職種)	支援困難ケース等については、各職種の専門性を生かし、必要に応じて3職種が協働で支援している。	○		
	迅速な対応	緊急性が高いと考えられる場合には、特に迅速な対応を行っている。	○		
	包括的支援	生活全体を視野に入れ、単体のサービスや制度の適用のみでなく、それらをつなぐ等幅広い観点から支援を行っている。	○		
	公正・中立性の確保	包括的支援事業	市の受託者として公正・中立な事業運営を実施している。	○	
		介護予防支援業務	要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行っている。	○	
		特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。	○	
		介護予防支援の委託先の偏り	介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
	事業計画の作成と進捗確認	地域課題を把握分析して反映させた事業計画を職員が作成している。職員間で計画内容を共通理解し、事業目標の達成に向けて定期的に業務の進捗状況を確認している。	○		
	職員の資質の向上	業務にかかる知識の習得に努め、専門性の向上を図っている。	○		
幅広い職員の研修の機会を確保し、参加させている。また、その内容を職員間で共有できている。		○			
市との連携	運営において、常に市との連携を図り、報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有を図っている。	○			
	業務上の疑義等について、センター長へ相談・報告し、なお解決できない場合、センター長から市に質問票を提出している。	○			
運営協議会の提言への対応	運営協議会の提言を真摯に受け止め、事業に反映している。	○			

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

評価項目			センター記載欄		
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
介護予防ケアマネジメント事業	《独自の取り組み》 自立支援に向けたマネジメントの後方支援と総合相談の徹底。	《具体的な取り組み》 ・3職種によるワンストップでの自宅訪問 ・専門職からの助言の活用。(主治医・理学療法士・管理栄養士等)	○		
	適切な介護予防ケアマネジメントの実施	利用者へ介護予防の必要性について説明し、聞き取りのみでなく、自宅の室内の様子や日常生活の状況など、生活の視点も含めて総合的にアセスメントをするようにしている。	○		
		介護予防に目を向けたアセスメント・ケアプラン作成(具体的な目標設定も含む)・モニタリング・評価といった一連のケアマネジメントが適切に行っている。	○		
		サービス担当者会議や承認会議は、自立支援に目を向けてサービス内容の検討をしている。	○		
		ケアマネジメントを実施するにあたり、本人のできる事までもサービスを導入していないか確認している。	○		
		委託先に対し、適切なケアマネジメントができるよう、指導助言をしている。	○		
	介護予防ケアマネジメント委託について、公正・中立性の確保	特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。	○	
		介護予防ケアマネジメント支援の委託先の偏り	介護予防ケアマネジメント支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
	サービス終了後の支援	一般介護予防事業につなげた場合や、サービス利用終了者に対し、定期的に状況に応じ訪問や連絡を行い、介護予防の取り組みが継続できるよう意識づけしている。	○		
給付管理	介護予防ケアマネジメント費での請求と介護予防支援費の請求を間違わないような、チェック体制をとっている。	○			
総合相談支援事業	《独自の取り組み》 訪問を基本とした総合相談による実態把握	自宅への訪問を基本として対応している。 例 単に介護保険申請希望でも、介護の必要性を考えている方として、申請書を渡すだけではなく困っていること等を伺い、必要があれば訪問を行うようにしている。	○		
	地域連携の仕組みづくり	地域会合や集まりに積極的に参加し、顔の見える関係をつくっている。	○		
	地域住民との共働	地域住民との共働により、地域の問題解決に取り組んでいる。	○		
	地域のアセスメント	地域特性(地理、人口、高齢化率、世帯構成、独居高齢者の割合等)および地域住民の課題とニーズを把握している。	○		
	適切な総合相談	再相談に対応できるよう、対応した以外の職員でも対応可能な相談記録票を整備し、記録を残している。	○		
		地域の関係機関・高齢者等の相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローしている。	○		
	継続的・専門的相談支援	サービス利用等につながらないケース、また本人が支援を望まないようなケースであっても、適切なアセスメントのもとに、訪問等による状況把握および支援等を継続的に行っている。	○		
地域の社会資源等の情報を把握し、職員で活用している。		○			
必要に応じて、訪問による実態把握を積極的に行っている。		○			

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

評価項目			センター記載欄	
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)
権利擁護事業	《独自の取り組み》 各関係機関との連携と地域からの情報収集	《具体的な取り組み》 弁護士、行政書士などの専門職と連携が円滑に行えるように勉強会等への参加を積極的に行い、顔の見える関係作りを力を入れている。また、介護予防活動の立ち上げ支援を通じ、地域との連携を行い、地域の実態把握や情報発信を日常的に行えるようになってきている。	○	
	高齢者虐待の防止および対応	市や関係機関と連携し、高齢者虐待の防止および対応にあたっている。	○	
		家族全体の支援という視点を持ち、養護者と信頼関係を図り、養護者支援に努めている。	○	
		高齢者虐待の相談通報窓口として、関係機関や地域住民に周知している。	○	
	消費者被害の防止および対応	消費者被害や権利侵害が疑われるケースに的確に対応できるよう、サービスや制度を理解している。	○	
		消費生活センターや民生委員などの関係機関と連携し、消費者被害の防止および対応にあたっている。	○	
成年後見制度の普及・活用促進	成年後見制度(法定後見・任意後見)を幅広く普及するための活動を行っている。	△	相談時対応が多く地域への積極的なアウトリーチはできていないが、独立型社会福祉士による介護支援専門員向け勉強会を実施し普及啓発を行った。	
判断能力が低下している状況にある人への支援	適切なスクリーニングを実施し、成年後見制度申立支援や日常生活自立支援事業等へのつなぎを行っている。	○		
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	《独自の取り組み》 介護支援専門員の支援	《具体的な取り組み》 介護支援専門員向け勉強会を年2回開催。 その他同行訪問も実施。	○	
	地域ケア会議の開催	地域ケア会議が必要と判断した場合は、迅速に関係機関を集めて開催している。	○	
	地域包括ケア会議の開催	地域包括ケア会議を3職種が協力、定期的に開催し、地域課題解決に向けて取り組んでいる。	○	
	介護支援専門員の質の向上のための支援	地域の介護支援専門員の全体の質の向上のために研修会や事例検討会を開催したり、地域資源等の情報提供をしている。	○	
	個々の介護支援専門員へのサポート	介護支援専門員(プランナーも含む)との連携を図り、常に相談しやすい体制や関係作りを努め、課題等の把握をしている。また介護支援専門員と関係機関等との顔つきをしている。	○	
一般介護予防事業	《独自の取り組み》 介護予防活動の立ち上げ支援	《具体的な取り組み》 自治協議会と連携し普及活動を実施。	○	
	介護予防普及啓発	計画的に健康教育等を実施し、介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		地域にある団体等を把握し、介護予防活動の普及・啓発をすることに努めている。	○	
		新規団体への介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		介護予防を推進するため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている。	○	
		地域に偏りなく、健康教育や健康講話を行っている。	○	
		介護予防活動の普及啓発後も継続的にその団体を支援する工夫を行っている。	○	
		介護予防普及啓発活動で何らかの支援を要するものを早期に把握した場合、適切な支援につなげている。	○	
地域リハビリテーション活動支援	介護予防の取り組み団体を支援する場合、リハビリ専門職等と連携し、介護予防取組の機能強化を図っている。	○		

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

## 佐世保市山澄地域包括支援センター業務評価結果

## 1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
業務全般	緊急時や苦情への対応も十分できており、支援困難事例についてもセンター内の会議を通して、多職種間はもちろんセンター内の職員間においても密に情報共有して連携されており、各職種の専門性を活かし、関係機関とも連携を図りながらチームで対応されています。地域課題をしっかりと把握分析して反映された事業計画についても、センター内会議において、定期的に進捗管理されています。今後も継続され、更なる活動に期待します。
介護予防ケアマネジメント	サービス利用希望者に対しての初動の訪問が適切に実施され、自立支援に向けての市民への説明もしっかり行われており、プランナーからの相談や指導についても、センター長をはじめ三職種が協力して実施されていました。地域ケア個別会議における専門職からの助言も積極的に受け、アセスメントに活かされています。今後は、プランナーや委託先事業所への自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを更に強化していかれることを期待します。
総合相談	地区担当を決めて地域の会議に出向き、自治協議会へも参画されており、顔の見える関係づくりに力を入れておられます。地域のニーズや課題を明確にされ、自立支援について職員の意識の変化がうかがわれます。アセスメント力についてはきていますので、今後は更に連携の強化についてセンター内で議論し、対応に繋げていかれることを期待します。地域のアセスメントについては、高齢化率を地区毎に算出し、いきいき百歳体操の効果を検証し地域に還元できるよう工夫されていました。今後も地域の特性を把握しながら、課題解決に向けた取り組みを行ってください。
権利擁護	虐待事例件数が多いものの、地域との連携を通じて防止と対応を両輪で取り組まれています。個々の事例について、訪問によるアセスメントに重点を置くことで支援方針が明らかになり、適切なサービスに繋がられています。今後も個々のケースの気づきから地域の課題として取り組み続けられるよう期待します。
包括的継続的ケアマネジメント	介護支援専門員の支援については、隣接する地域包括支援センター等と連携を図り、広域的な後方支援が図られています。ケア会議も臨機応変に開催されており、三職種の連携も図られていますので、継続してください。居宅介護事業所の介護支援専門員とも相談しやすい関係づくりができています。他職種との連携においても社会福祉士や病院のソーシャルワーカーなどとも連携できていますので、更なるネットワークの構築に努めてください。
一般介護予防	自治協議会や民生委員と連携して、いきいき百歳体操の普及に繋がり、地域の関係機関との繋がりがより深くなっています。更に、通いの場に参加する住民の中から気になる方への個別訪問も行い、地域の把握に努められています。今後も地域住民のニーズを把握しながら、地域に根差した活動を進めてください。

## 2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の有無 有 無

## 3. 長寿社会課による総合評価

総括	地域の課題が、地域ケア会議や地域活動の中からしっかりと把握、整理され、地域住民や関係機関と情報共有を図り、具体的な活動にまで展開されています。その展開を職員間や住民と共有していく事で、地域課題を住民自らが解決する力に繋がっています。また、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントにおける圏域全体のプランナーの質の向上に向けた取り組みについては、今後も強化を図られてください。
----	---

## 4. 改善事項

特にありません。

佐世保市長寿社会課 課長 吉住 和倫

# 平成29年度 地域包括支援センター業務評価表

包括名	中部 地域包括支援センター
記入者	菊田 早苗
評価日	平成 30 年 4 月 26 日

評価項目			センター記載欄		
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
業務全体	危機管理	24時間の連絡体制がとれており、緊急時の対応体制も整備されている。	○		
	苦情対応体制	苦情に対する適切な対応(体制)ができています。また、苦情内容や対処方法等について職員間で共有するとともに、再発防止に努めている。	○		
	個人情報やプライバシーの保護	相談記録や個人情報の管理・保管を適切に行っている。	○		
		市と共有する個人情報を開示する範囲について協議・確認をしている。	○		
	職員の適正な配置	3職種及び追加配置職員を定数配置している。	○		
	3職種の職務分担と連携(2職種配置の場合は2職種)	支援困難ケース等については、各職種の専門性を生かし、必要に応じて3職種が協働で支援している。	○		
	迅速な対応	緊急性が高いと考えられる場合には、特に迅速な対応を行っている。	○		
	包括的支援	生活全体を視野に入れ、単体のサービスや制度の適用のみでなく、それらの間をつなぐ等幅広い観点から支援を行っている。	○		
	公正・中立性の確保	包括的支援事業	市の受託者として公正・中立な事業運営を実施している。	○	
		介護予防支援業務	要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行っている。	○	
		特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。	○	
		介護予防支援の委託先の偏り	介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
	事業計画の作成と進捗確認	地域課題を把握分析して反映させた事業計画を職員が作成している。職員間で計画内容を共通理解し、事業目標の達成に向けて定期的に業務の進捗状況を確認している。	○		
	職員の資質の向上	業務にかかる知識の習得に努め、専門性の向上を図っている。	○		
		幅広い職員の研修の機会を確保し、参加させている。また、その内容を職員間で共有できている。	○		
市との連携	運営において、常に市との連携を図り、報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有を図っている。	○			
	業務上の疑義等について、センター長へ相談・報告し、なお解決できない場合、センター長から市に質問票を提出している。	○			
運営協議会の提言への対応	運営協議会の提言を真摯に受け止め、事業に反映している。	○			

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

		評価項目		センター記載欄	
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
介護予防ケアマネジメント事業	《独自の取り組み》 高齢者の介護予防及び日常生活支援を目的として高齢者自身が地域において自立した日常生活を送れるよう支援する		《具体的な取り組み》 ・自宅を訪問しアセスメントを行い、利用者の状況を踏まえた支援をしている。 ・目標達成に取り組んでいけるようなプラン作成をしている。 ・必要時は担当者会議開催、参加、目標のに向けた情報共有し、共通認識を図っている。 ・自立支援に資するよう地域の集まりの場の参加へのアプローチをしている。	○	
	適切な介護予防ケアマネジメントの実施		利用者へ介護予防の必要性について説明し、聞き取りのみでなく、自宅の室内の様子や日常生活の状況など、生活の視点も含めて総合的にアセスメントをするようにしている。	○	
			介護予防に目を向けたアセスメント・ケアプラン作成(具体的な目標設定も含む)・モニタリング・評価といった一連のケアマネジメントが適切に行えている。	○	
			サービス担当者会議や承認会議は、自立支援に目を向けてサービス内容の検討をしている。	○	
			ケアマネジメントを実施するにあたり、本人のできる事までもサービスを導入していないか確認している。	○	
			委託先に対し、適切なケアマネジメントができるよう、指導助言をしている。	○	
	介護予防ケアマネジメント委託について、公正・中立性の確保	特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。	○	
		介護予防ケアマネジメント支援の委託先の偏り	介護予防ケアマネジメント支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
	サービス終了後の支援		一般介護予防事業につなげた場合や、サービス利用終了者に対し、定期的に状況に応じ訪問や連絡を行い、介護予防の取り組みが継続できるよう意識づけしている。	○	
給付管理		介護予防ケアマネジメント費での請求と介護予防支援費の請求を間違わないよう、チェック体制をとっている。	○		
総合相談支援事業	《独自の取り組み》 地域の高齢者の問題把握し三職種で協議し、保健・医療・福祉サービス等の適切な支援に繋げる		《具体的な取り組み》 ・相談時の対応は、アセスメントを行い、必要時は必ず訪問して実態把握をしている。 ・緊急の対応が必要か3職種で随時ケース会議を行い迅速な対応をしている。 ・初期相談から専門的・継続的な支援をしている。 ・相談内容に即した情報提供、関係機関の紹介をしている。	○	
	地域連携の仕組みづくり		地域会合や集まりに積極的に参加し、顔の見える関係をつくっている。	○	
	地域住民との共働		地域住民との共働により、地域の問題解決に取り組んでいる。	○	
	地域のアセスメント		地域特性(地理、人口、高齢化率、世帯構成、独居高齢者の割合等)および地域住民の課題とニーズを把握している。	○	
	適切な総合相談		再相談に対応できるよう、対応した以外の職員でも対応可能な相談記録票を整備し、記録を残している。	○	
			地域の関係機関・高齢者等の相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローしている。	○	
	継続的・専門的相談支援		サービス利用等につながらないケース、また本人が支援を望まないようなケースであっても、適切なアセスメントのもとに、訪問等による状況把握および支援等を継続的に行っている。	○	
			地域の社会資源等の情報を把握し、職員で活用している。	○	
必要に応じて、訪問による実態把握を積極的に行っている。			○		

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

評価項目			センター記載欄	
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)
権利擁護事業	《独自の取り組み》 認知症や障害のある高齢者や適切なサービス等に繋がらないなど困難な状況にある高齢者が安心して尊厳のある生活ができるよう専門的・継続的視点で権利擁護の支援	《具体的な取り組み》 ・認知症の疑いや障がいのある高齢者、独居高齢者など後見制度の導入の働きかけを積極的に行なっている。 ・地域包括ケア会議など、地域住民向けに高齢者の権利擁護の具体的な事例を通して理解と周知を図っている。 ・消費者被害など高齢者の身近に起きている事件を地域の集まりの場に出向き情報提供し周知に努めている。 ・多様な問題を抱えている事例では、専門機関と連携を図り適切な支援に努めている。	○	
	高齢者虐待の防止および対応	市や関係機関と連携し、高齢者虐待の防止および対応にあたっている。	○	
		家族全体の支援という視点を持ち、養護者と信頼関係を図り、養護者支援に努めている。	○	
		高齢者虐待の相談通報窓口として、関係機関や地域住民に周知している。	○	
	消費者被害の防止および対応	消費者被害や権利侵害が疑われるケースに的確に対応できるよう、サービスや制度を理解している。	○	
		消費生活センターや民生委員などの関係機関と連携し、消費者被害の防止および対応にあたっている。	○	
成年後見制度の普及・活用促進	成年後見制度(法定後見・任意後見)を幅広く普及するための活動を行っている。	○		
判断能力が低下している状況にある人への支援	適切なスクリーニングを実施し、成年後見制度申立支援や日常生活自立支援事業等へのつなぎを行っている。	○		
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	独自の取り組み 地域包括ケアシステム構築に向けた関係機関の連携強化	《具体的な取り組み》 ・地域ケア会議、地域包括ケア会議を通じた他機関とのネットワーク構築、課題解決方法の共有をしている。 ・全地区の民生委員児童委員定例会に継続して参加し、ケース検討や情報収集を行なっている。 ・山澄包括と合同で介護支援専門員を対象とした研修会開催(自立支援型地域ケア会議、後見制度)している。	○	
	地域ケア会議の開催	地域ケア会議が必要と判断した場合は、迅速に関係機関を集めて開催している。	○	
	地域包括ケア会議の開催	地域包括ケア会議を3職種が協力、定期的で開催し、地域課題解決に向けて取り組んでいる。	○	
	介護支援専門員の質の向上のための支援	地域の介護支援専門員の全体の質の向上のために研修会や事例検討会を開催したり、地域資源等の情報提供をしている。	○	
	個々の介護支援専門員へのサポート	介護支援専門員(プランナーも含む)との連携を図り、常に相談しやすい体制や関係作りに努め、課題等の把握をしている。また介護支援専門員と関係機関等との顔つなぎをしている。	○	

一般 介護 予防 事業	<<独自の取り組み>> 介護予防啓発活動と自主活動の継続的な支援	<<具体的な取り組み>> ・「いきいき百歳体操」の普及啓発活動に努めている。 ・自主活動グループの立ち上げ、並びに継続支援に努めている。 ・地域の活動の把握と関係づくり並びに地域の高齢者の把握に努めている。 ・地域に出向き「介護予防の健康教育等」の開催を働きかけている。	○	
	介護予防普及啓発	計画的に健康教育等を実施し、介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		地域にある団体等を把握し、介護予防活動の普及・啓発することに努めている。	○	
		新規団体への介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		介護予防を推進するため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている。	○	
		地域に偏りなく、健康教育や健康講話を行っている。	○	
		介護予防活動の普及啓発後も継続的にその団体を支援する工夫を行っている。	○	
		介護予防普及啓発活動で何らかの支援を要するものを早期に把握した場合、適切な支援につなげている。	○	
地域リハビリテーション活動支援	介護予防の取り組み団体を支援する場合、リハビリ専門職等と連携し、介護予防取組の機能強化を図っている。	○		

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

## 佐世保市中部地域包括支援センター業務評価結果

### 1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
業務全般	各職種間の連携が図られ事例の情報共有がなされているため、緊急時等についても、まずは行動することで、状況の把握、確認をされ、十分対応されています。困難事例と判断する視点も安定しており、各職種の専門性が活かされ、チームで対応されています。地域課題については、地域ごとに課題の整理が行われ、地域住民や関係機関とも共有していくことで、住民とともに、より具体的な展開に繋がっていますので、今後の活動に期待します。
介護予防ケアマネジメント	センター長と主任介護支援専門員が中心となり、プランナーからの相談支援の対応をする中で、適切な対応を一緒に考えておられました。また、サービス利用希望者に対しての初回の訪問も適切に実施され、自立支援に向けての市民への説明もていねいに行われていました。
総合相談	初回の相談から三職種でアセスメントや支援方針の決定、緊急性の判断、役割分担を協議され、迅速で適切な対応をされていました。また、民児協以外にも地域の会議に積極的に出向きセンターの活動や役割について広報されることで、早期対応が可能となっています。地域に応じた課題を整理し、還元できるよう今後も取り組み続けられることを期待します。
権利擁護	困難事例について、長寿社会課や障がい福祉課への関わりを持つ場合も三職種で協議し対応することを意識され、適切な対応ができています。複雑な問題をかかえる事例については、関係機関との連携を強化し、支援されています。消費者被害や成年後見制度の活用についても、健康教育を通じて理解と周知が図られています。今後も地域の実情に応じた普及啓発に取り組みられますよう、期待します。
包括的継続的ケアマネジメント	地域ケア会議については、関係機関とネットワークの構築を図り、高齢者や障がいを抱える親子の支援など専門的な対応を学べるような会議に取り組むことができています。また、民生委員児童委員とも連絡会を通じ、良好な関係性が構築できており、迅速な相談対応に繋がっています。地域の介護支援専門員の資質向上のために、事例検討等を通じ自立支援、重度化防止に取り組んでください。
一般介護予防	民生委員等の地域の関係団体へ働きかけて、いきいき百歳体操の普及・啓発に努められています。また、地域の活動もよく把握されていました。今後、更に地域の施設等の専門職とも連携して、地域の団体の活動が継続できるよう支援をお願いします。

### 2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の有無  有  無

### 3. 長寿社会課による総合評価

総括	三職種の専門性を活かし連携を行い、多様な問題に対し解決が図られています。地域住民との対話や関係機関とも積極的に連携が図られており、迅速な相談対応がなされています。今後もその活動を継続し、個別の課題から地域の課題へと住民と共に取り組まれていますので、その活動を継続してください。また、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントについては、圏域全体のプランナーの質の向上に向けた取り組みを継続して行ってください。
----	---

### 4. 改善事項

特にありません。

佐世保市長寿社会課 課長 吉住 和倫

# 平成29年度 地域包括支援センター業務評価表

包括名	佐世保市清水地域包括支援センター
記入者	川原 玲子
評価日	平成30年4月27日

評価項目			センター記載欄		
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
業務全体	危機管理	24時間の連絡体制がとれており、緊急時の対応体制も整備されている。	○		
	苦情対応体制	苦情に対する適切な対応(体制)ができています。また、苦情内容や対処方法等について職員間で共有するとともに、再発防止に努めている。	○		
	個人情報やプライバシーの保護	相談記録や個人情報の管理・保管を適切に行っている。	○		
		市と共有する個人情報を開示する範囲について協議・確認をしている。	○		
	職員の適正な配置	3職種及び追加配置職員を定数配置している。	○		
	3職種の職務分担と連携(2職種配置の場合は2職種)	支援困難ケース等については、各職種の専門性を生かし、必要に応じて3職種が協働で支援している。	○		
	迅速な対応	緊急性が高いと考えられる場合には、特に迅速な対応を行っている。	○		
	包括的支援	生活全体を視野に入れ、単体のサービスや制度の適用のみでなく、それらの間をつなぐ等幅広い観点から支援を行っている。	○		
	公正・中立性の確保	包括的支援事業	市の受託者として公正・中立な事業運営を実施している。	○	
		介護予防支援業務	要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行っている。	○	
		特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。	○	
		介護予防支援の委託先の偏り	介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
	事業計画の作成と進捗確認	地域課題を把握分析して反映させた事業計画を職員が作成している。職員間で計画内容を共通理解し、事業目標の達成に向けて定期的に業務の進捗状況を確認している。	○		
	職員の資質の向上	業務にかかる知識の習得に努め、専門性の向上を図っている。	○		
		幅広い職員の研修の機会を確保し、参加させている。また、その内容を職員間で共有できている。	○		
	市との連携	運営において、常に市との連携を図り、報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有を図っている。	○		
業務上の疑義等について、センター長へ相談・報告し、なお解決できない場合、センター長から市に質問票を提出している。		○			
運営協議会の提言への対応	運営協議会の提言を真摯に受け止め、事業に反映している。	○			

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

評価項目			センター記載欄		
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
介護予防ケアマネジメント事業	《独自の取り組み》 ・総合事業へのスムーズな移行。 ・自立支援に向けて地域との関係構築を図る。		《具体的な取り組み》 ・総合事業が始まり自立支援に向けて生活機能の向上を図れるよう、地域との関係構築や地域情報の提供ができるようにプランナーもサロン参加や認知症サポーター養成講座の主催協力を行い、地域へ出向き交流の機会を作った。 ・介護保険より事業対象者へスムーズに移行できるよう総合事業の説明を十分行い対応した。	○	
	適切な介護予防ケアマネジメントの実施		利用者へ介護予防の必要性について説明し、聞き取りのみでなく、自宅の室内の様子や日常生活の状況など、生活の視点も含めて総合的にアセスメントをするようにしている。	○	
			介護予防に目を向けたアセスメント・ケアプラン作成(具体的な目標設定も含む)・モニタリング・評価といった一連のケアマネジメントが適切に行えている。	○	
			サービス担当が会議や承認会議は、自立支援に目を向けてサービス内容の検討をしている。	○	
			ケアマネジメントを実施するにあたり、本人のできる事までもサービスを導入していないか確認している。	○	
			委託先に対し、適切なケアマネジメントができるよう、指導助言をしている。	○	
	介護予防ケアマネジメント委託について、公正・中立性の確保	特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。	○	
		介護予防ケアマネジメント支援の委託先の偏り	介護予防ケアマネジメント支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
	サービス終了後の支援		一般介護予防事業につなげた場合や、サービス利用終了者に対し、定期的に状況に応じ訪問や連絡を行い、介護予防の取り組みが継続できるよう意識づけしている。	△	状況に応じて訪問声掛けを行い、地域のサロンや百歳体操を紹介し介護予防の取り組みを促している。
給付管理		介護予防ケアマネジメント費での請求と介護予防支援費の請求を間違わないような、チェック体制をとっている。	○		
総合相談支援事業	《独自の取り組み》 地域に住む高齢者の様々な相談を受け止め、的確な状況の把握を行い緊急性の判断やサービスの導入などの必要な支援を行う。		・新規相談においては、三職種で訪問、本人に面接し家屋調査や生活状況の確認をする。 ・新規訪問後、3職種でスクリーニングやケース会議を実施し支援方針を判断する。 ・相談内容により、本人の同意を得て情報の提供や関係機関への連携を行う。 ・緊急性を判断し役割分担を行い適切な対応を行う。	○	
	地域連携の仕組みづくり		地域会合や集まりに積極的に参加し、顔の見える関係をつくっている。	○	
	地域住民との共働		地域住民との共働により、地域の問題解決に取り組んでいる。	○	
	地域のアセスメント		地域特性(地理、人口、高齢化率、世帯構成、独居高齢者の割合等)および地域住民の課題とニーズを把握している。	○	
	適切な総合相談		再相談に対応できるよう、対応した以外の職員でも対応可能な相談記録票を整備し、記録を残している。	○	
			地域の関係機関・高齢者等の相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローしている。	○	
	継続的・専門的相談支援		サービス利用等につながらないケース、また本人が支援を望まないようなケースであっても、適切なアセスメントのもと、訪問等による状況把握および支援等を継続的に行っている。	○	
地域の社会資源等の情報を把握し、職員で活用している。			○		
必要に応じて、訪問による実態把握を積極的に行っている。			○		

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

評価項目			センター記載欄	
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)
権利擁護事業	《独自の取り組み》 相談内容のスクリーニングの際に、権利擁護の必要なケースについては早めの支援を行い、本人の尊厳ある生活の維持に努める。	《具体的な取り組み》 ・成年後見制度の普及啓発、活用促進への取り組みとして、サロンや地域の集まりでの出前講座による普及活動や、認知症高齢者等への早い段階からの適切な判断を行い、本人申立て利用の可能性なども促進していく。	○	
	高齢者虐待の防止および対応	市や関係機関と連携し、高齢者虐待の防止および対応にあたっている。	○	
		家族全体の支援という視点を持ち、養護者と信頼関係を図り、養護者支援に努めている。	○	
		高齢者虐待の相談通報窓口として、関係機関や地域住民に周知している。	○	
	消費者被害の防止および対応	消費者被害や権利侵害が疑われるケースに的確に対応できるよう、サービスや制度を理解している。	○	
		消費生活センターや民生委員などの関係機関と連携し、消費者被害の防止および対応にあたっている。	○	
成年後見制度の普及・活用促進	成年後見制度(法定後見・任意後見)を幅広く普及するための活動を行っている。	○		
判断能力が低下している状況にある人への支援	適切なスクリーニングを実施し、成年後見制度申立支援や日常生活自立支援事業等へのつながりを行っている。	○		
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	《独自の取り組み》 ・民生委員や自治会との関係構築のための取り組み ・認知症の方への取り組み ・医療、福祉、地域の連携を目的とした会議や活動の取り組み ・介護支援専門員の質の向上のための取り組み	《具体的な取り組み》 ・民生委員の方々との意見交換会「ほっとたいむ」の継続開催。 ・認知症に関わる方に勉強会「オレンジたいむ」を随時開催。 ・山澄包括、中部包括、清水包括と合同で、認知症高齢者やその家族の方々を対象に集いの場所として、チームオレンジの活躍の場所として「オレンジカフェ」の開催。 ・民生委員連絡協議会、地区老人会長会へ定期訪問活動を行い、顔の見える関係性を維持し、地域の実態把握を行う。 ・地域の居宅介護支援事業所やケアマネジャーを対象に、情報・意見交換を行う勉強会・交流会を開催し指導・支援を行う「ケアマネタイム」の開催。 ・医療・福祉・地域の会議、研修、交流会に積極的に参加したり、講師として協力する。	○	
	地域ケア会議の開催	地域ケア会議が必要と判断した場合は、迅速に関係機関を集めて開催している。	○	但し、緊急性のあるものは、地域ケア会議ではなく関係機関を集めて関係者会議を開催する。
	地域包括ケア会議の開催	地域包括ケア会議を3職種が協力、定期的で開催し、地域課題解決に向けて取り組んでいる。	○	
	介護支援専門員の質の向上のための支援	地域の介護支援専門員の全体の質の向上のために研修会や事例検討会を開催したり、地域資源等の情報提供をしている。	○	
	個々の介護支援専門員へのサポート	介護支援専門員(プランナーも含む)との連携を図り、常に相談しやすい体制や関係作りにも努め、課題等の把握をしている。また介護支援専門員と関係機関等との顔つなぎをしている。	○	

一般介護予防事業	<p>《独自の取り組み》 地域住民が自発的に健康に意識でき、早い段階で介護予防に取り組めるように介護予防啓発活動を行っていきながら、地域サロンや自主活動の継続支援を行っていく。</p>	<p>《具体的な取り組み》 ・住民主体で地域づくりによる介護予防活動である「百歳体操」の普及啓発活動を行い、平成29年度は20か所立ち上げ支援を行う。(サロン交流会実施時まだ立ち上がっていない所のサロンや民生委員等へ参加をよびかける) ・百歳体操やサロン等自主活動の支援チーム(レインボー)を結成し、サロンタイムを定期的に開催し、年間計画等サロンフェスの実行委員として活動協力を呼び掛ける。 ・サロン交流会を年一回実施し、全体会と分科会とし、交流を深めるとともに支援チーム(レインボー)の紹介や、地区毎の専門職を含めた連携を深め百歳体操の普及、活動の活性化を支援する(サロンフェス)また、随時個別(老人会・町内・民生委員・事業所・CM等)にサロンタイムを開催する。</p>	○	
	介護予防普及啓発	計画的に健康教育等を実施し、介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		地域にある団体等を把握し、介護予防活動の普及・啓発をすることに努めている。	○	
		新規団体への介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		介護予防を推進するため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている。	○	
		地域に偏りなく、健康教育や健康講話を行っている。	○	
		介護予防活動の普及啓発後も継続的にその団体を支援する工夫を行っている。	○	
		介護予防普及啓発活動で何らかの支援を要するものを早期に把握した場合、適切な支援につなげている。	○	
	地域リハビリテーション活動支援	介護予防の取り組み団体を支援する場合、リハビリ専門職等と連携し、介護予防取組の機能強化を図っている。	○	

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

## 佐世保市清水地域包括支援センター業務評価結果

## 1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
業務全般	緊急時の連絡体制について、フロー図で示し職員への周知が図られていました。複数の職員で対応し、緊急と判断する視点が一定化され、職種間の連携も図られています。定期的な会議の中で、センター長を中心に困難事例への役割分担や事業計画の進捗確認が行われ、より専門的な支援ができる体制が整備されていました。今後も、職員の意識統一を図りながら、地域を繋ぐ活動の継続に期待します。
介護予防ケアマネジメント	プランナーが地域へ出向き交流の場をもち、地域の活動のインフォーマルサービスにも目を向けることができるような配慮がされていました。センター長と主任介護支援専門員が中心となって、プランナーや地域の居宅介護支援事業所への自立支援の考え方を推進されていますので、今後も継続して取り組まれてください。また、サービス終了後の支援については、継続支援ができるように体制づくりをお願いします。
総合相談	地域の関係者とのネットワークを大事にしながら顔の見える関係づくりに取り組まれています。相談があった事例については、全件訪問が実施され、適切な相談対応ができるよう、三職種で初動対応や課題の抽出、支援方針を決め対応されています。地域のアセスメントについて、地域の特性を様々な視点から捉え、課題やニーズの把握についてデータを活かした取り組みが、継続して実施されることを期待します。
権利擁護	成年後見制度の活用において、本人申立てができるようサロンや自主活動グループ支援を利用して啓発に力を入れておられます。地域での健康教育においても虐待・認知症・消費者被害防止を盛り込んで効果的に取り組まれています。特に消費者被害対策については、独自にチラシを作成し、防止に繋げ対応にあたられています。今後も積極的な取り組みに期待します。
包括的継続的ケアマネジメント	地域ケア会議を通して、地域のネットワーク体制整備が確立し、新たな事業の展開や住民活動の支援体制の強化に発展できています。三職種で、事業の方向性を確認し、事業が進められていますので、引き続き三職種が連携し、地域課題の解決に努めてください。
一般介護予防	地域の老人会やサロン、自主活動団体を把握され、計画的に支援や健康教育が行われていました。サロン活動等ができていない地区も把握されているため、今後関係機関とも協力しながら支援をお願いします。チームレインボーを結成して、地域のサロン等を支援する団体の体制作りをされていますので、今後地域の団体が継続していけるよう支援をお願いします。

## 2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の有無 有・無

## 3. 長寿社会課による総合評価

総括	地域の自主活動団体やサロン交流会等を通して、先駆的な活動が行われており、あらゆる機関を巻き込み地域のネットワークを活かした活動や支援へと展開されています。個々の課題については、三職種の専門性を活かし、きめ細やかな支援の検討がされていることが、職員全体の質の向上にも繋がっていますので、今後も継続してください。
----	--

## 4. 改善事項

特にありません。

佐世保市長寿社会課 課長 吉住 和倫

# 平成29年度 地域包括支援センター業務評価表

包括名	佐世保市大野地域包括支援センター
記入者	北浦 順子
評価日	平成 30 年 4 月 2 日

評価項目			センター記載欄		
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
業務全体	危機管理	24時間の連絡体制がとれており、緊急時の対応体制も整備されている。	○		
	苦情対応体制	苦情に対する適切な対応(体制)ができています。また、苦情内容や対処方法等について職員間で共有するとともに、再発防止に努めている。	○		
	個人情報やプライバシーの保護	相談記録や個人情報の管理・保管を適切に行っている。	○		
		市と共有する個人情報を開示する範囲について協議・確認をしている。	○		
	職員の適正な配置	3職種及び追加配置職員を定数配置している。	○		
	3職種の職務分担と連携(2職種配置の場合は2職種)	支援困難ケース等については、各職種の専門性を生かし、必要に応じて3職種が協働で支援している。	○		
	迅速な対応	緊急性が高いと考えられる場合には、特に迅速な対応を行っている。	○		
	包括的支援	生活全体を視野に入れ、単体のサービスや制度の適用のみでなく、それらの間をつなぐ等幅広い観点から支援を行っている。	○		
	公正・中立性の確保	包括的支援事業	市の受託者として公正・中立な事業運営を実施している。	○	
		介護予防支援業務	要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行っている。	○	
		特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。	○	
		介護予防支援の委託先の偏り	介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
	事業計画の作成と進捗確認	地域課題を把握分析して反映させた事業計画を職員が作成している。職員間で計画内容を共通理解し、事業目標の達成に向けて定期的に業務の進捗状況を確認している。	○		
	職員の資質の向上	業務にかかる知識の習得に努め、専門性の向上を図っている。	○		
幅広い職員の研修の機会を確保し、参加させている。また、その内容を職員間で共有できている。		○			
市との連携	運営において、常に市との連携を図り、報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有を図っている。	○			
	業務上の疑義等について、センター長へ相談・報告し、なお解決できない場合、センター長から市に質問票を提出している。	○			
運営協議会の提言への対応	運営協議会の提言を真摯に受け止め、事業に反映している。	○			

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

		評価項目		センター記載欄		
大項目	中項目	小項目		自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
介護予防ケアマネジメント事業	《独自の取り組み》 ・介護保険申請の適正化 ・自立支援に向けたサービスの提供 ・公正中立性の確保		《具体的な取り組み》 ・介護サービスに至る課題の抽出の為、アセスメント用紙を用いての聞き取り ・所内承認会議を実施し、自立支援へ向けての助言・指導を行っている。 ・福祉用具・住宅改修等、利用者、家族の希望に添って、市発行のサービスガイドを使用し公正・中立の確保に努めている。		○	
	適切な介護予防ケアマネジメントの実施		利用者へ介護予防の必要性について説明し、聞き取りのみでなく、自宅の室内の様子や日常生活の状況など、生活の視点も含めて総合的にアセスメントをするようにしている。		○	
			介護予防に目を向けたアセスメント・ケアプラン作成(具体的な目標設定も含む)・モニタリング・評価といった一連のケアマネジメントが適切に行えている。		○	
			サービス担当会議や承認会議は、自立支援に目を向けてサービス内容の検討をしている。		○	
			ケアマネジメントを実施するにあたり、本人のできる事までもサービスを導入していないか確認している。		○	
			委託先に対し、適切なケアマネジメントができるよう、指導助言をしている。		○	
	介護予防ケアマネジメント委託について、公正・中立性の確保	特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》		○	
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。		○	
		介護予防ケアマネジメント支援の委託先の偏り	介護予防ケアマネジメント支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》		○	
	サービス終了後の支援		一般介護予防事業につなげた場合や、サービス利用終了者に対し、定期的に状況に応じ訪問や連絡を行い、介護予防の取り組みが継続できるよう意識づけている。		○	
給付管理		介護予防ケアマネジメント費での請求と介護予防支援費の請求を間違わないような、チェック体制をとっている。		○		
総合相談支援事業	《独自の取り組み》 ・相談による訪問を通して心身状況や生活環境の把握に努める。 ・困難ケースについては関係者会議個別の地域ケア会議にて課題解決に努める。		《具体的な取り組み》 ・相談者の自宅訪問を行い自宅環境や情報収集を行う。 ・関係者会議・地域ケア会議にて、地域の方、民生委員、関係機関との連携にて課題解決を行う。		○	
	地域連携の仕組みづくり		地域会合や集まりに積極的に参加し、顔の見える関係をつくっている。		○	
	地域住民との共働		地域住民との共働により、地域の問題解決に取り組んでいる。		○	
	地域のアセスメント		地域特性(地理、人口、高齢化率、世帯構成、独居高齢者の割合等)および地域住民の課題とニーズを把握している。		○	
	適切な総合相談		再相談に対応できるよう、対応した以外の職員でも対応可能な相談記録票を整備し、記録を残している。		○	
			地域の関係機関・高齢者等の相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローしている。		○	
	継続的・専門的相談支援		サービス利用等につながらないケース、また本人が支援を望まないようなケースであっても、適切なアセスメントのもとに、訪問等による状況把握および支援等を継続的に行っている。		○	
地域の社会資源等の情報を把握し、職員で活用している。			○			
必要に応じて、訪問による実態把握を積極的に行っている。			○			

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

評価項目			センター記載欄	
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)
権利擁護事業	《独自の取り組み》 ・社会福祉士広報誌による権利擁護事業への啓発や情報提供 ・相談表の集計による業務への活用	《具体的な取り組み》 権利擁護についての情報提供のため、社会福祉士の広報誌は2ヶ月に一回の割合で、公民館など地域の施設10カ所程度掲載してもらい、啓発に努めている。また、禁治産制度での保佐人に対して、辞任・選任申立の支援や、65歳未満の方へ必要な支援や適切な制度へのつなぎも行った。	○	
	高齢者虐待の防止および対応	市や関係機関と連携し、高齢者虐待の防止および対応にあたっている。	○	
		家族全体の支援という視点を持ち、養護者と信頼関係を図り、養護者支援に努めている。	○	
		高齢者虐待の相談通報窓口として、関係機関や地域住民に周知している。	○	
	消費者被害の防止および対応	消費者被害や権利侵害が疑われるケースに的確に対応できるよう、サービスや制度を理解している。	○	
		消費生活センターや民生委員などの関係機関と連携し、消費者被害の防止および対応にあたっている。	○	
	成年後見制度の普及・活用促進	成年後見制度(法定後見・任意後見)を幅広く普及するための活動を行っている。	○	
判断能力が低下している状況にある人への支援	適切なスクリーニングを実施し、成年後見制度申立支援や日常生活自立支援事業等へのつなぎを行っている。	○		
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	《独自の取り組み》 ・ティーミーティングで情報共有 ・困難ケースについては関係者会議や地域ケア会議にて関係者と連携し課題解決に努める。	《具体的な取り組み》 ティーミーティングにておやつを食べながら情報共有や情報提供を行う。 関係者会議や地域ケア会議を行い、認知症の理解、ネットワーク構築、課題解決を行う。	○	
	地域ケア会議の開催	地域ケア会議が必要と判断した場合は、迅速に関係機関を集めて開催している。	○	
	地域包括ケア会議の開催	地域包括ケア会議を3職種が協力、定期的に行い、地域課題解決に向けて取り組んでいる。	○	
	介護支援専門員の質の向上のための支援	地域の介護支援専門員の全体の質の向上のために研修会や事例検討会を開催したり、地域資源等の情報提供をしている。	○	
	個々の介護支援専門員へのサポート	介護支援専門員(プランナーも含む)との連携を図り、常に相談しやすい体制や関係作りを努め、課題等の把握をしている。また介護支援専門員と関係機関等との顔つなぎをしている。	○	
一般介護予防事業	《独自の取り組み》 包括圏域における会議の場において介護予防活動の普及・啓発を行っている。	《具体的な取り組み》 ①地域包括ケア会議の場で、サロン活動を開始した団体から成功体験等の発表を行ってもらう。 ②DVDや活動ポスター等可視化した媒体を用いて、具体的な活動の様子を伝える。	○	
	介護予防普及啓発	計画的に健康教育等を実施し、介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		地域にある団体等を把握し、介護予防活動の普及・啓発をすることに努めている。	○	
		新規団体への介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		介護予防を推進するため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている。	○	
		地域に偏りなく、健康教育や健康講話を行っている。	○	
		介護予防活動の普及啓発後も継続的にその団体を支援する工夫を行っている。	○	
		介護予防普及啓発活動で何らかの支援を要するものを早期に把握した場合、適切な支援につなげている。	○	
地域リハビリテーション活動支援	介護予防の取り組み団体を支援する場合、リハビリ専門職等と連携し、介護予防取組の機能強化を図っている。	○		

## 佐世保市大野地域包括支援センター業務評価結果

## 1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
業務全般	支援困難事例については、定例ケース会議において職員間で情報の共有を行い、支援方針等の確認が行われていました。職員の交代による経験の違いについては、複数の職員で対応することで、補いあわれていました。また、地域の課題を把握分析して反映させた事業計画についても、定期的に事業の進捗状況が確認され、進められていました。引き続き、センター内での情報共有を密にされ、更なる効果的な事業の展開を期待します。
介護予防ケアマネジメント	サービス利用希望者に対する初動の訪問については、三職種の中で内容に適した職種が訪問をし、対応できるように連携が図られていました。また、自立支援に向けたケアマネジメントの考え方も主任介護支援専門員が中心となり、委託先の居宅介護事業所やプランナーにも指導助言が行われてますので、今後も更に適切な介護予防ケアマネジメントに繋げるために継続してください。ただ、地域へのサロンやいきいき百歳体操などの必要性は感じつつも、地域の受け皿不足のため適切にサービスに繋げることができない現状があるので、今後は生活支援コーディネーターとも連携を図り、地域の受け皿が充実していくことを期待します。
総合相談	電話や来所による相談が多い中、訪問も積極的にされ高齢者との信頼関係をつくりながら支援されています。困難事例に関しては、センター内で定期的にカンファレンスがなされ、情報の共有を図り助言をし合い、また、市とも連携しながら支援されています。今後とも、高齢者やその家族に、各関係機関との役割分担も視野に入れ支援を継続してください。
権利擁護	社会福祉士の広報誌として「ソーシャルワーカー便り」を作成し、民生委員をはじめ公民館や商店等に配布され、様々な制度の紹介や注意喚起を行う等、多様な角度から権利擁護に関して普及啓発に努められています。成年後見制度に繋ぐまでには時間がかかりますが、必要な方には引き続き継続した支援をお願いします。
包括的継続的ケアマネジメント	介護支援専門員の後方支援として介護支援専門員の交流会を開催し、情報共有に努められていました。今後も継続し、プランナー研修会等で学んだことなども共有し、介護支援専門員と共にレベルアップされることを期待します。また、地域ケア個別会議や地域ケア会議を行う中で、さらに地域のネットワークの構築を図られているので、継続してください。
一般介護予防	いきいき百歳体操の活動団体のチラシを作って紹介したり、団体の活動を支援する事業所を紹介する冊子を作るなどして、関係機関と協力しながら団体の活動を支援されていました。今後も地域住民のニーズを把握しながら、地域に根差した活動を進めてください。

## 2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の有無 有・無

## 3. 長寿社会課による総合評価

総括	三職種の連携が図られ、困難・複雑・多様な個々の問題やニーズについても専門性を活かし、確実に問題解決が図られていますので、今後もチーム力を高め支援を行ってください。地域の課題については、地域の特性を踏まえた活動が行われているので、生活支援コーディネーターとも連携して、今後も継続して地域での活動や受け皿づくりなど進めてください。また、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントについては、圏域全体のプランナーの質の向上に向けた取り組みを継続して行ってください。
----	--

## 4. 改善事項

特にありません。

# 平成29年度 地域包括支援センター業務評価表

包括名	相浦 地域包括支援センター
記入者	鷺田 由香里
評価日	平成30年4月23日

評価項目			センター記載欄		
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
業務全体	危機管理	24時間の連絡体制がとれており、緊急時の対応体制も整備されている。	○		
	苦情対応体制	苦情に対する適切な対応(体制)ができています。また、苦情内容や対処方法等について職員間で共有するとともに、再発防止に努めている。	○		
	個人情報やプライバシーの保護	相談記録や個人情報の管理・保管を適切に行っている。	○		
		市と共有する個人情報を開示する範囲について協議・確認をしている。	○		
	職員の適正な配置	3職種及び追加配置職員を定数配置している。	○		
	3職種の職務分担と連携(2職種配置の場合は2職種)	支援困難ケース等については、各職種の専門性を生かし、必要に応じて3職種が協働で支援している。	○		
	迅速な対応	緊急性が高いと考えられる場合には、特に迅速な対応を行っている。	○		
	包括的支援	生活全体を視野に入れ、単体のサービスや制度の適用のみでなく、それらの間をつなぐ等幅広い観点から支援を行っている。	○		
	公正・中立性の確保	包括的支援事業	市の受託者として公正・中立な事業運営を実施している。	○	
		介護予防支援業務	要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行っている。	○	
		特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。 《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。	○	
		介護予防支援の委託先の偏り	介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
	事業計画の作成と進捗確認	地域課題を把握分析して反映させた事業計画を職員が作成している。職員間で計画内容を共通理解し、事業目標の達成に向けて定期的に業務の進捗状況を確認している。	○		
	職員の資質の向上	業務にかかる知識の習得に努め、専門性の向上を図っている。	○		
		幅広い職員の研修の機会を確保し、参加させている。また、その内容を職員間で共有できている。	○		
市との連携	運営において、常に市との連携を図り、報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有を図っている。	○			
	業務上の疑義等について、センター長へ相談・報告し、なお解決できない場合、センター長から市に質問票を提出している。	○			
運営協議会の提言への対応	運営協議会の提言を真摯に受け止め、事業に反映している。	○			

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

評価項目			センター記載欄		
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
介護予防ケアマネジメント事業	「独自の取り組み」 ・社会資源の把握とその情報をプランナーと共有。	「具体的な取り組み」 ・自主活動グループを一覧にし、全員回覧。必要時、プランナーから介護予防担当へ相談できる環境を整えた。 ・必要時、3職種とプランナーで協議し、総合事業対象者とするか、介護保険申請するか、見極めを行っていった。	○		
	適切な介護予防ケアマネジメントの実施	利用者へ介護予防の必要性について説明し、聞き取りのみでなく、自宅の室内の様子や日常生活の状況など、生活の視点も含めて総合的にアセスメントをするようにしている。	○		
		介護予防に目を向けたアセスメント・ケアプラン作成(具体的な目標設定も含む)・モニタリング・評価といった一連のケアマネジメントが適切に行えている。	○		
		サービス担当者会議や承認会議は、自立支援に目を向けてサービス内容の検討をしている。	○		
		ケアマネジメントを実施するにあたり、本人のできる事までもサービスを導入していないか確認している。	○		
		委託先に対し、適切なケアマネジメントができるよう、指導助言をしている。	○		
	介護予防ケアマネジメント委託について、公正・中立性の確保	特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。	○	
		介護予防ケアマネジメント支援の委託先の偏り	介護予防ケアマネジメント支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
	サービス終了後の支援	一般介護予防事業につなげた場合や、サービス利用終了者に対し、定期的に状況に応じ訪問や連絡を行い、介護予防の取り組みが継続できるよう意識づけしている。	○		
給付管理	介護予防ケアマネジメント費での請求と介護予防支援費の請求を間違わないよう、チェック体制をとっている。	○			
総合相談支援事業	「重点目標」 ・予め包括の支援方針を定めるためケースによっては3職種のカンファレンスを行う。 ・黒島地区は高齢者相談センターを中心として各機関の担当者レベルの連携を維持。	「具体的な取り組み」 ・総合相談内容によっては即時、3職種によるカンファレンスを実施。方針決定を行っている。 ・黒島地区は高齢者相談センターと連携し、相談受付票および電話、訪問で対応。	○		
	地域連携の仕組みづくり	地域会合や集まりに積極的に参加し、顔の見える関係をつくっている。	○		
	地域住民との共働	地域住民との共働により、地域の問題解決に取り組んでいる。	○		
	地域のアセスメント	地域特性(地理、人口、高齢化率、世帯構成、独居高齢者の割合等)および地域住民の課題とニーズを把握している。	○		
	適切な総合相談	再相談に対応できるよう、対応した以外の職員でも対応可能な相談記録票を整備し、記録を残している。	○		
		地域の関係機関・高齢者等の相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローしている。	○		
	継続的・専門的相談支援	サービス利用等につながらないケース、また本人が支援を望まないようなケースであっても、適切なアセスメントのもとに、訪問等による状況把握および支援等を継続的にしている。	○		
		地域の社会資源等の情報を把握し、職員で活用している。	○		
		必要に応じて、訪問による実態把握を積極的に行っている。	○		

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

評価項目			センター記載欄	
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)
権利擁護事業	《独自の取り組み》 ・健康教育や広報誌等を活用し、相談窓口としての周知を行っていく。 ・所内ケース会議、地域ケア会議等を積極的に開催しながら、各関係機関と情報共有・連携を図り、継続的な支援を行う。	《具体的な取り組み》 ・健康教育では詐欺被害の紙芝居なども作成して消費トラブル防止の声かけ、広報誌には成年後見制度活用の記事載せるなどして、相談窓口としての周知を図った。 ・債務整理、後見申立ての相談に関しては、行政社会福祉士、司法書士、法テラス、社協、裁判所等へも助言を求めながら、必要時には関係者会議を開催して支援を継続した。	○	
	高齢者虐待の防止および対応	市や関係機関と連携し、高齢者虐待の防止および対応にあたっている。	○	
		家族全体の支援という視点を持ち、養護者と信頼関係を図り、養護者支援に努めている。	○	
		高齢者虐待の相談通報窓口として、関係機関や地域住民に周知している。	○	
	消費者被害の防止および対応	消費者被害や権利侵害が疑われるケースに的確に対応できるよう、サービスや制度を理解している。	○	
		消費生活センターや民生委員などの関係機関と連携し、消費者被害の防止および対応にあたっている。	○	
成年後見制度の普及・活用促進	成年後見制度(法定後見・任意後見)を幅広く普及するための活動を行っている。	○		
判断能力が低下している状況にある人への支援	適切なスクリーニングを実施し、成年後見制度申立支援や日常生活自立支援事業等へのつなぎを行っている。	○		
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	《独自の取り組み》 ・事例の情報提供をもらい、個別地域ケア会議を重ねることで、地域課題の抽出と解決をしていく。 ・認知症高齢者事前登録の推進と、その後の経過を確認していく。	《具体的な取り組み》 ・個別地域ケア会議を3回開催。フォーマル、インフォーマルの多様な職種の方の参加を頂き、地域課題解決に取り組んでいる。 ・登録解除の方を除き11件の経過確認を行っている。	○	
	地域ケア会議の開催	地域ケア会議が必要と判断した場合は、迅速に関係機関を集めて開催している。	○	
	地域包括ケア会議の開催	地域包括ケア会議を3職種が協力、定期的開催し、地域課題解決に向けて取り組んでいる。	○	
	介護支援専門員の質の向上のための支援	地域の介護支援専門員の全体の質の向上のために研修会や事例検討会を開催したり、地域資源等の情報提供をしている。	○	
	個々の介護支援専門員へのサポート	介護支援専門員(プランナーも含む)との連携を図り、常に相談しやすい体制や関係作りにも努め、課題等の把握をしている。また介護支援専門員と関係機関等との顔つなぎをしている。	○	
一般介護予防事業	《独自の取り組み》 ・介護予防の必要性や制度の説明等、普及啓発活動の推進。 ・住民主体の活動グループの立ち上げや活動継続の支援。 ・地域資源の把握、分析や情報共有に取り組む。	《具体的な取り組み》 ・健康教育11回/年、介護予防講話15件/年実施。自主活動立ち上げ支援13件/年(既存のグループに生き百体操支援3件含む)自主活動継続支援のためのグループへの訪問86回/年。補助金の説明や申請相談含む、活動継続のための相談対応(窓口・電話)はそれ以上に多数対応していった。自主活動の支援者を集めた交流会を年2回開催し、グループ同士のつながりや、事業所とのつながりができるよう支援していった。	○	
	介護予防普及啓発	計画的に健康教育等を実施し、介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		地域にある団体等を把握し、介護予防活動の普及・啓発をすることに努めている。	○	
		新規団体への介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		介護予防を推進するため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている。	○	
		地域に偏りなく、健康教育や健康講話を行っている。	○	
		介護予防活動の普及啓発後も継続的にその団体を支援する工夫を行っている。	○	
		介護予防普及啓発活動で何らかの支援を要するものを早期に把握した場合、適切な支援につなげている。	○	
地域リハビリテーション活動支援	介護予防の取り組み団体を支援する場合、リハビリ専門職等と連携し、介護予防取組の機能強化を図っている。	○		

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

## 佐世保市相浦地域包括支援センター業務評価結果

## 1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
業務全般	すべての職員がふさわしい研修等に参加できるよう配慮されており、資質の向上に努められています。また、支援困難事例等については、訪問後随時話し合い、多職種で複数人数対応されていました。事業計画は、職員がいつでも確認できるようにしてあり、月1回のセンター内会議で方向性を確認、適宜修正がなされています。今後も効果的また効率的な事業展開を期待します。
介護予防ケアマネジメント	サービス利用希望者に対しての初動の訪問については実施されているので、更に適切な支援に繋がれるように継続してください。自主活動グループ一覧表を作成し職員全員と共有し、プランナーがインフォーマルサービスに繋がれるような体制づくりをされています。自立支援の考え方の違いから、委託居宅介護事業所と連携が困難な場合もあると思いますが、地域のケアマネジャー交流会等で、理解を得られるように取り組まれることを期待します。主任介護支援専門員が中心となり、プランナーへの指導助言にもあたられていますので、今後も支援をお願いします。
総合相談	相談受付時に1人に対応できないと判断した場合は、その場ですぐに三職種で話し合いをする等、早急に対応できる体制が整っています。訪問台帳等も整備されており、日時や支援経過等が確実に整理されていました。担当者不在時でも対応が可能で、適切な支援に繋がっています。介護保険事業所やそれ以外の機関とも関わりを多く持つておられることから、相談しやすい関係づくりができています。
権利擁護	消費トラブルについて、紙芝居を作成して地域の方にわかりやすく伝える工夫をされていました。高齢者虐待について包括便りや地域の広報に記事を載せ、相談しやすい体制作りができていました。今後も積極的な取り組みに期待します。
包括的継続的ケアマネジメント	様々な地域課題や社会資源が存在する中で、地域ケア会議を通して、地域の課題を整理し、関係機関や住民を交えネットワークを構築し、地域の支えあい体制の整備が進められています。認知症の事前登録を行った高齢者についても、見守り体制が整備されていますので、今後も積極的な事前登録の活用と見守り体制を強化し、認知症の方が安心した環境で生活できるネットワークを構築してください。
一般介護予防	住民主体の活動グループの立ち上げや活動継続の支援を積極的に行っています。また、事業所とのネットワーク作りにも取り組まれて、自主活動グループへの支援に繋がっています。今後も地域住民のニーズを把握しながら、地域に根差した活動を進めてください。

## 2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の有無 有・無

## 3. 長寿社会課による総合評価

総括	個々の課題については、三職種の連携や共通認識が図られ、それぞれの専門性が発揮された迅速な対応がなされています。地域の支えあい体制の整備も進められていますので、今後も地域に根差した活動を継続してください。また、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントについては、圏域全体のプランナーの質の向上に向けた取り組みを継続して行ってください。
----	--

## 4. 改善事項

特にありません。

# 平成29年度 地域包括支援センター業務評価表

包括名	吉井 地域包括支援センター
記入者	廣田 建吾
評価日	平成30年 4月 12日

大項目	評価項目		センター記載欄		
	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
業務全体	危機管理	24時間の連絡体制がとれており、緊急時の対応体制も整備されている。	○		
	苦情対応体制	苦情に対する適切な対応(体制)ができています。また、苦情内容や対処方法等について職員間で共有するとともに、再発防止に努めている。	○		
	個人情報やプライバシーの保護	相談記録や個人情報の管理・保管を適切に行っている。	○		
		市と共有する個人情報を開示する範囲について協議・確認をしている。	○		
	職員の適正な配置	3職種及び追加配置職員を定数配置している。	○		
	3職種の職務分担と連携(2職種配置の場合は2職種)	支援困難ケース等については、各職種の専門性を生かし、必要に応じて3職種が協働で支援している。	△	所内でのケース会議が不足しており、3職種が単独で支援している状況が時々見受けられていた。今後は、所内での連携を強化していきたい。	
	迅速な対応	緊急性が高いと考えられる場合には、特に迅速な対応を行っている。	○		
	包括的支援	生活全体を視野に入れ、単体のサービスや制度の適用のみでなく、それらの間をつなぐ等幅広い観点から支援を行っている。	△	職員の知識・経験が不足しているため、単体のサービスや制度の適用のみで支援することが見受けられる。今後は、研修会(内・外)等に積極的に参加していき、幅広い知識を習得していきたい。	
	公正・中立性の確保	包括的支援事業	市の受託者として公正・中立な事業運営を実施している。	○	
		介護予防支援業務	要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行っている。	○	
		特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。	○	
		介護予防支援の委託先の偏り	介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
	事業計画の作成と進捗確認	地域課題を把握分析して反映させた事業計画を職員が作成している。職員間で計画内容を共通理解し、事業目標の達成に向けて定期的に業務の進捗状況を確認している。	△	職員間で計画内容を共通理解し、事業目標の達成に向けて定期的に業務の進捗状況を確認することが少ない。	
	職員の資質の向上	業務にかかる知識の習得に努め、専門性の向上を図っている。	○		
		幅広い職員の研修の機会を確保し、参加させている。また、その内容を職員間で共有できている。	○		
	市との連携	運営において、常に市との連携を図り、報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有を図っている。	○		
業務上の疑義等について、センター長へ相談・報告し、なお解決できない場合、センター長から市に質問票を提出している。		○			
運営協議会の提言への対応	運営協議会の提言を真摯に受け止め、事業に反映している。	○			

		評価項目		センター記載欄			
大項目	中項目	小項目		自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)		
介護予防ケアマネジメント事業	《独自の取り組み》 自立支援に目を向け生活行為向上に関する目標設定や地域資源の活用等を促がしていく。		《具体的な取り組み》 関係事業者やケアマネとの交流を図り顔なじみの関係を作る事が出来るように取り組んだ。		△	自立支援に向けた目標設定や地域資源の活用を促すようにはなっていないが、新しい社会資源の把握が不十分であるため、社会資源の活用が少ない。ケアマネ交流会を通してケアマネ間の関係作りは出来始めているため、来年度は事業所や地域との顔なじみの関係作りには力を入れる必要がある。	
	適切な介護予防ケアマネジメントの実施	利用者へ介護予防の必要性について説明し、聞き取りのみでなく、自宅の室内の様子や日常生活の状況など、生活の視点も含めて総合的にアセスメントをするようにしている。				○	
		介護予防に目を向けたアセスメント・ケアプラン作成(具体的な目標設定も含む)・モニタリング・評価といった一連のケアマネジメントが適切に行えている。				○	
		サービス担当者会議や承認会議は、自立支援に目を向けてサービス内容の検討をしている。				△	自立支援に向けた会議開催を心掛けているが、サービス内容中心の会議で終わる事がある。
		ケアマネジメントを実施するにあたり、本人のできる事までもサービスを導入していないか確認している。				○	
		委託先に対し、適切なケアマネジメントができるよう、指導助言をしている。				△	できるかぎりわかりやすく助言を行う事が出来るようになってきているが、知識や伝える技術が不足している部分があり、指導にまでは至っていない。
	介護予防ケアマネジメント委託について、公正・中立性の確保	特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》		○		
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。		○		
		介護予防ケアマネジメント支援の委託先の偏り	介護予防ケアマネジメント支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》		○		
	サービス終了後の支援		一般介護予防事業につなげた場合や、サービス利用終了者に対し、定期的に状況に応じ訪問や連絡を行い、介護予防の取り組みが継続できるよう意識づけしている。		△	サービス利用が無くなった時に気になる高齢者の方は三職種に引き継ぐことはあるが、そうでないとそのまま訪問や連絡はあまりしていない。	
給付管理		介護予防ケアマネジメント費での請求と介護予防支援費の請求を間違わないような、チェック体制をとっている。		○			
総合相談支援事業	《独自の取り組み》 自主活動グループの集りにも積極的に参加して、地域の方からの意見や課題の情報収集、情報提供を行う。		地域の民生委員と連携して地域の課題解決や、関係者会議への参加・報告を行うようにしている。年度後半から、自主活動グループにも積極的に参加し、地域の方との顔の見える関係づくりを心がけた。		△	民生委員・住民の方を通して、地域の情報は頂けるようになったが、まだ地域全域に渡ったネットワークとしての活動には至っていない。	
	地域連携の仕組みづくり		地域会合や集まりに積極的に参加し、顔の見える関係をつくっている。		○		
	地域住民との共働		地域住民との共働により、地域の問題解決に取り組んでいる。		○		
	地域のアセスメント		地域特性(地理、人口、高齢化率、世帯構成、独居高齢者の割合等)および地域住民の課題とニーズを把握している。		△	個別のケースでは、世帯構成や独居であることを念頭に置いて支援を行っているが、地域住民の課題とニーズとしての把握は十分にできていない。	
	適切な総合相談	再相談に対応できるよう、対応した以外の職員でも対応可能な相談記録票を整備し、記録を残している。				○	
		地域の関係機関・高齢者等の相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローしている。				○	
	継続的・専門的相談支援	サービス利用等につながらないケース、また本人が支援を望まないようなケースであっても、適切なアセスメントのもとに、訪問等による状況把握および支援等を継続的に行っている。				○	
地域の社会資源等の情報を把握し、職員で活用している。				○			
必要に応じて、訪問による実態把握を積極的に行っている。				○			

評価項目			センター記載欄	
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)
権利擁護事業	《独自の取り組み》 ・包括便り・リフレットを使って地域の方に情報提供を行う。 ・自主活動グループを中心に、権利擁護の講話を実施する。	《具体的な取り組み》 ・包括便りや、リフレットを使って、成年後見制度、認知症サポーターの周知を地域の方に行っている。また、自主活動グループを中心に権利擁護の講話を行っている。 ・成年後見制度や、認知症サポーターの研修に積極的に参加し情報収集を行っている。	△	自主活動グループの立ち上げが落ち着いてきた年度後半の時期より、権利擁護の健康教育を実施しているが、まだ実施できているグループが半分にも満たないため、次年度も継続していく必要がある。
	高齢者虐待の防止および対応	市や関係機関と連携し、高齢者虐待の防止および対応にあたっている。	○	
		家族全体の支援という視点を持ち、養護者と信頼関係を図り、養護者支援に努めている。	○	
		高齢者虐待の相談通報窓口として、関係機関や地域住民に周知している。	○	
	消費者被害の防止および対応	消費者被害や権利侵害が疑われるケースに的確に対応できるよう、サービスや制度を理解している。	○	
		消費生活センターや民生委員などの関係機関と連携し、消費者被害の防止および対応にあたっている。	○	
	成年後見制度の普及・活用促進	成年後見制度(法定後見・任意後見)を幅広く普及するための活動を行っている。	○	
判断能力が低下している状況にある人への支援	適切なスクリーニングを実施し、成年後見制度申立支援や日常生活自立支援事業等へのつなぎを行っている。	△	利用につながるケースが少ないため、地域住民の方に成年後見制度、日常生活自立支援事業の情報提供・周知を行い、その理解を促していく必要がある。	
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	《独自の取り組み》 多職種の顔の見える関係づくりを充実させていく。そのための課題としては、「地域ケア会議」について、まず知ってもらうことが重要になるため、地域のケアマネージャーを主に、関係機関等との意見交換やミニ勉強会を行う。	《具体的な取り組み》 包括ケア会議にケア会議の周知をテーマに取り入れたケアマネ交流会を開催するなど、地域や関係機関との関係が出来始めており、地域からのケア会議開催の依頼が出てきている。	△	個別ケア会議では多職種の連携や体制作りが出来ているが、地域に広げることが出来ていないため、会議のテーマを検討し、地域課題の把握や自立支援の必要性の周知が出来るようにしていく。
	地域ケア会議の開催	地域ケア会議が必要と判断した場合は、迅速に関係機関を集めて開催している。	△	地域からの要望で3回の開催が出来た。会議開催に時間がかかる事もあり、いまだ関係者会議で対応する事が多い。今後は予後予測をふまえて他職種の参加を促していく必要がある。
	地域包括ケア会議の開催	地域包括ケア会議を3職種が協力、定期的に行い、地域課題解決に向けて取り組んでいる。	△	3職種の協力体制は不十分であるが、何とか地域包括ケア会議を1回開催する事が出来た。内容の検討が甘く視点がぼやける結果となり消化不良となってしまった。次回からは内容の精査をしながら、少しでも地域課題の改善が出来るような会議を開催していく必要がある。
	介護支援専門員の質の向上のための支援	地域の介護支援専門員の全体の質の向上のために研修会や事例検討会を開催したり、地域資源等の情報提供をしている。	△	今年度より2ヶ月に1回のケアマネ交流会を開催しており、事例検討や社会資源の情報提供が出来ようになっている。もう少し内容の充実を図っていく必要がある。
	個々の介護支援専門員へのサポート	介護支援専門員(プランナーも含む)との連携を図り、常に相談しやすい体制や関係作りを努め、課題等の把握をしている。また介護支援専門員と関係機関等との顔つなぎをしている。	○	

一般 介護 予防 事業	《独自の取り組み》 住民主体の活動グループの立ち上げ支援や継続支援を行う。	《具体的な取り組み》 20団体の自主活動の立ち上げ支援ができた。ベースラインおよび3カ月後の身体測定に加え口腔機能の評価を行った。NPOと協力した介入が実施できた。その効果を検証し、地域高齢者へ還元できた。	○	
	介護予防普及啓発	計画的に健康教育等を実施し、介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		地域にある団体等を把握し、介護予防活動の普及・啓発をすることに努めている。	△	過去にあったデイクラブが中断していたり、代表者が不明であるため、全ての団体を把握できなかった。不明の団体の調査については今後の課題とする。
		新規団体への介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		介護予防を推進するため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている。	○	
		地域に偏りなく、健康教育や健康講話を行っている。	○	
		介護予防活動の普及啓発後も継続的にその団体を支援する工夫を行っている。	△	立ち上げ支援後も各団体に偏りなく、様々な介護予防講話等の支援を行う予定であったが、一部の団体には十分な支援がなかった。今後は、けんこう運動支援隊や生活支援コーディネーターと連携しながら、介護予防を普及・啓発していきたい。
	介護予防普及啓発活動で何らかの支援を要するものを早期に把握した場合、適切な支援につなげている。	○		
地域リハビリテーション活動支援	介護予防の取り組み団体を支援する場合、リハビリ専門職等と連携し、介護予防取組の機能強化を図っている。	○		

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

## 佐世保市吉井地域包括支援センター業務評価結果

### 1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
業務全般	事例対応については、各職種の専門性を活かして対応されていましたが、三職種が単独で支援している状況が見受けられました。サービス利用者については、地区や対象者の環境に合わせて、複数の事業所を提示されるなど、公正・中立の確保に努めておられました。地域課題については、日常業務を通して住民の生活上の問題が整理されているので、職員間でも情報共有を図り、事業目標の進捗管理に活かしてください。
介護予防ケアマネジメント	自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの考え方を積極的に取り入れられていますので、今後も継続をお願いします。地域の社会資源の活用については、十分に図れなかったということでしたが、年度途中に自主活動グループが立ち上がった経過もあり、周知も行き届いていなかった事等も考えられます。今後、積極的な周知と自主活動など地域資源を活用したマネジメントをお願いします。また、サービス終了後の気になる高齢者のリストを作成し、適切な管理をお願いします。
総合相談	地域の会合や集まりに誘われることが多くなり、活動の場が広がってきています。今後は集まりの場を利用して、情報提供や啓発に努めてください。個別の事例については、本人だけではなく家族や生活環境等考慮し対応されていますが、地域住民の課題やニーズについては十分でないとのことでした。今後は、民生委員や住民の方を通して地域の情報を収集しながら、地域全体としてのネットワーク活動に繋げてください。
権利擁護	消費者被害の対応としての事例は挙がっていませんが、防止について独自にチェックシートを作成し、啓発に取り組まれています。高齢者虐待の防止や対応の連携については図られていましたが、モニタリングにおいて対応の判断が食い違うことがあったようです。会議において、他の事例を参考にしながら、スキルアップを図りましょう。個別の支援については、三職種が連携して取り組むことが必要です。社会福祉士が中心となり連携を図りながら、対応をお願いします。健康教育や啓発に関して、年度後半より実施されていましたが、まだ実施していないグループがあるため、計画的な実施を期待します。
包括的継続的ケアマネジメント	地域ケア会議の迅速な会議の設定が図ることができなかったという課題は、昨年引き続いているため、業務の優先順位を考え対応を検討してください。地域ケア会議を通じて、地域の事業所等との関係性が良くなったという効果が出ているので、今後もネットワークを構築してください。地域包括ケア会議については、地域課題の何を協議するのかを明確にし、参加した方が会議の目的や必要性を理解できるような内容となるように三職種で連携し、会議の企画実施をお願いします。
一般介護予防	地域にある団体を把握し、介護予防活動の普及・啓発に努められています。中絶している団体や代表者が不明な団体もあり、十分に把握できなかったということです。それらの団体の把握に努めてください。また、地域の団体への継続的な支援に偏りがあるということです。けんこう運動支援隊やコーディネーターと協力して支援を進めてください。

### 2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の有無 有 無

### 3. 長寿社会課による総合評価

総括	複雑で重層的な問題を抱える相談については、三職種で連携を図るなど日常の中でのチーム力が求められますが、連携が不十分な事例が見受けられました。今後は、多面的(制度横断的)な支援の展開を視野に入れ、ネットワークを構築してください。虐待など緊急性を求められるような事例も多く、専門性や職員の質の向上が求められますので、研修の機会や判断と対応時の体制についても見直しを図りましょう。地域での自主活動団体の立ち上げ等については、今後も継続的に支援を行ってください。地域ケア会議については、地域住民の目線に立った会議の構成となるよう、計画的な会議の企画を行ってください。
----	---

### 4. 改善事項

<ul style="list-style-type: none"><li>・虐待や複雑な問題を抱える事例に対応する職員の質の向上について</li><li>・三職種の連携について</li><li>・地域ケア会議に関する、包括としての目指す視点について</li><li>・職員の雇用の取り組みについて</li></ul>
---

佐世保市長寿社会課 課長 吉住 和倫



### 佐世保市吉井地域包括支援センター業務評価に係る改善結果報告書

佐世保市長寿社会課  
課長 吉住 和倫 様

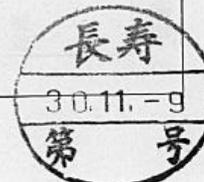
(委託法人) 社会福祉法人 あしたば会

(代表者) **理事長 原田 良仁**



地域包括支援センター業務評価に係る改善結果を下記にご報告致します。

改善事項	長寿社会課による意見	改善報告(計画)及び実施時期
虐待や複雑な問題を抱える事例に対応する職員の質の向上について	職員の中でも対応の判断が食い違いが見受けられましたので、統一した判断をお願いします。	H30/7/1より ・虐待について包括で再度マニュアルを確認し、対応の流れについて認識が統一できるようにしている。 ・虐待・困難事例については、週1回(月曜日)にケース会議を行い対応状況を確認するとともに各事例の訪問後または朝礼時に状況報告を行わない三職種で情報共有・対応検討をしている。 →検討した結果を受けて対応がスムーズになり、統一した対応ができ始めている。
三職種の連携体制について	三職種が単独で支援している状況が見受けられましたので、連携体制の強化をお願いします。	H30/7/1より 再度三職・プランナーの役割や事業計画について確認を行い、どのような協力体制を作るかを検討し連携を図っている。 三職種だけでなく包括全体で対応検討をする機会を作っている。 週1回のケース会議、訪問後の状況報告を行い三職で対応検討し複数での対応ができるようにしている。 →三職種だけでなくプランナーを含め連携がとりやすくなり複数での対応が可能となり始めている。
地域ケア会議に関する、包括としての目指す視点について	地域課題の何を協議するのかを明確にし、参加した方が会議の目的や必要性を理解できるような内容になるような会議の企画実施をお願いします。	H30/7/1より 包括職員へ会議の目的や必要性を説明し開催に関して連携が必要であることを再認識してもらった。 開催時には企画段階から各職種の協力を得ることができるよう会議での発言を求め調整している。 参加者にどのような課題での開催を希望しているかを尋ね包括内で会議内容を検討している。 →本年度より会議開催内容が変更となったこともあり、必要性や目的の理解ができたようので参加者も増えてきている。
職員の雇用の取り組みについて	安定した雇用につながるような体制整備をお願いします。	H30/7/1より 包括内で、各職種の業務内容を確認したうえで、実施方法の見直し・協力体制を検討し、各職種の負担を軽減できるような体制づくりを行っている。 必要に応じて法人への協力を依頼するなど負担軽減に努めている。 各職種が意見を出したり協力を求めやすい環境を作るようにしている。 できるだけ明確な指示や提案を行うとともに各職種が連携しながら対応を検討するようにしている。 →所内の雰囲気の変化しており、職員の表情が明るくなり、三職・プランナー間問わず会話が増えている。



# 平成29年度 地域包括支援センター業務評価表

包括名	宇久 地域包括支援センター
記入者	山田 ひづる
評価日	平成 30 年 4 月 27 日

評価項目			センター記載欄		
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
業務全体	危機管理	24時間の連絡体制がとれており、緊急時の対応体制も整備されている。	○		
	苦情対応体制	苦情に対する適切な対応(体制)ができています。また、苦情内容や対処方法等について職員間で共有するとともに、再発防止に努めている。	○		
	個人情報やプライバシーの保護	相談記録や個人情報の管理・保管を適切に行っている。	○		
		市と共有する個人情報を開示する範囲について協議・確認をしている。	○		
	職員の適正な配置	3職種及び追加配置職員を定数配置している。	○		
	3職種の職務分担と連携(2職種配置の場合は2職種)	支援困難ケース等については、各職種の専門性を生かし、必要に応じて3職種が協働で支援している。	○		
	迅速な対応	緊急性が高いと考えられる場合には、特に迅速な対応を行っている。	○		
	包括的支援	生活全体を視野に入れ、単体のサービスや制度の適用のみでなく、それらの間をつなぐ等幅広い観点から支援を行っている。	○		
	公正・中立性の確保	包括的支援事業	市の受託者として公正・中立な事業運営を実施している。	○	
		介護予防支援業務	要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行っている。	○	
		特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。	○	
		介護予防支援の委託先の偏り	介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
	事業計画の作成と進捗確認	地域課題を把握分析して反映させた事業計画を職員が作成している。職員間で計画内容を共通理解し、事業目標の達成に向けて定期的に業務の進捗状況を確認している。	○		
	職員の資質の向上	業務にかかる知識の習得に努め、専門性の向上を図っている。	○		
		幅広い職員の研修の機会を確保し、参加させている。また、その内容を職員間で共有できている。	○		
市との連携	運営において、常に市との連携を図り、報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有を図っている。	○			
	業務上の疑義等について、センター長へ相談・報告し、なお解決できない場合、センター長から市に質問票を提出している。	○			
運営協議会の提言への対応	運営協議会の提言を真摯に受け止め、事業に反映している。	○			

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

評価項目			センター記載欄		
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
介護予防ケアマネジメント事業	《独自の取り組み》高齢者実態把握の継続や健康教育を実施し地域住民が介護予防に取り組めるよう支援します。	《具体的な取り組み》 ・介護保険認定を持っておられるが利用の無い方へは、訪問によるアセスメントを実施しサービス利用の必要がない方への指導や総合事業説明をしている。 ・きらっと元気教室 1箇所 1クールで実施している。	○		
	適切な介護予防ケアマネジメントの実施	利用者へ介護予防の必要性について説明し、聞き取りのみでなく、自宅の室内の様子や日常生活の状況など、生活の視点も含めて総合的にアセスメントをするようにしている。	○		
		介護予防に目を向けたアセスメント・ケアプラン作成(具体的な目標設定も含む)・モニタリング・評価といった一連のケアマネジメントが適切に行えている。	○		
		サービス担当者会議や承認会議は、自立支援に目を向けてサービス内容の検討をしている。	○		
		ケアマネジメントを実施するにあたり、本人のできる事までもサービスを導入していないか確認している。	○		
		委託先に対し、適切なケアマネジメントができるよう、指導助言をしている。	○		
	介護予防ケアマネジメント委託について、公正・中立性の確保	特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。	○	
		介護予防ケアマネジメント支援の委託先の偏り	介護予防ケアマネジメント支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》	○	
	サービス終了後の支援	一般介護予防事業につなげた場合や、サービス利用終了者に対し、定期的に状況に応じ訪問や連絡を行い、介護予防の取り組みが継続できるよう意識づけしている。	○		
給付管理	介護予防ケアマネジメント費での請求と介護予防支援費の請求を間違わないよう、チェック体制をとっている。	○			
総合相談支援事業	《独自の取り組み》高齢者からの相談に訪問を実施しワンストップで対応できるよう関係機関との関係作りを深め体制の構築をします。	・新上五島警察署との協定を締結し情報共有ができています。 ・認知症疾患センターや認知症推進員との連携が出来ている。 ・地域に出向き実態把握を行っている。 ・地区民児協や福推協・老人クラブ・認知症家族の会等の会合に定期的に出席し、島外の医療機関には電話や文書で、宇久診療所では医師との面接により情報の共有をすることで相談者に対してワンストップで支援できるよう関係作りを行っている。	○		
	地域連携の仕組みづくり	地域会合や集まりに積極的に参加し、顔の見える関係をつくっている。	○		
	地域住民との共働	地域住民との共働により、地域の問題解決に取り組んでいる。	○		
	地域のアセスメント	地域特性(地理、人口、高齢化率、世帯構成、独居高齢者の割合等)および地域住民の課題とニーズを把握している。	○		
	適切な総合相談	再相談に対応できるよう、対応した以外の職員でも対応可能な相談記録票を整備し、記録を残している。	○		
		地域の関係機関・高齢者等の相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローしている。	○		
	継続的・専門的相談支援	サービス利用等につながらないケース、また本人が支援を望まないようなケースであっても、適切なアセスメントのもとに、訪問等による状況把握および支援等を継続的に行っている。	○		
地域の社会資源等の情報を把握し、職員で活用している。		○			
必要に応じて、訪問による実態把握を積極的に行っている。		○			

【評価項目】 ○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

評価項目			センター記載欄	
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)
権利擁護事業	《独自の取り組み》認知症や障がいがあるため判断力の低下により日常生活に不安な方の実態把握をし、消費者トラブル防止や日常生活自立支援事業・成年後見制度など必要な情報提供をしていきます。	《具体的な取り組み》 ・消費者トラブル防止のための広報活動・チラシ配布・注意喚起をしている。 ・判断力が低下された高齢者や障がい者に日常生活自立支援事業へのつなぎを実施している。 ・虐待防止のためのチラシ配布、ケースの定期訪問を実施している。	○	
	高齢者虐待の防止および対応	市や関係機関と連携し、高齢者虐待の防止および対応にあたっている。	○	
		家族全体の支援という視点を持ち、養護者と信頼関係を図り、養護者支援に努めている。	○	
		高齢者虐待の相談通報窓口として、関係機関や地域住民に周知している。	○	
	消費者被害の防止および対応	消費者被害や権利侵害が疑われるケースに的確に対応できるよう、サービスや制度を理解している。	○	
		消費生活センターや民生委員などの関係機関と連携し、消費者被害の防止および対応にあたっている。	○	
成年後見制度の普及・活用促進	成年後見制度(法定後見・任意後見)を幅広く普及するための活動を行っている。	○		
判断能力が低下している状況にある人への支援	適切なスクリーニングを実施し、成年後見制度申立支援や日常生活自立支援事業等へのつなぎを行っている。	○		
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	独自の取り組み・個別ケースを通して地域課題を把握し、多方面との関係を構築に努めます。	《具体的な取り組み》 ・月2回程度でケース会議を開催し課題解決や地域ケア会議の必要性を専門職種で検討している。 ・3圏域(山澄・中部・宇久)ケアマネ勉強会で事例検討や研修を実施し、介護支援専門員のスキルアップ支援や社会資源等の情報提供を行っている。	○	
	地域ケア会議の開催	地域ケア会議が必要と判断した場合は、迅速に関係機関を集めて開催している。	○	
	地域包括ケア会議の開催	地域包括ケア会議を3職種が協力、定期的に開催し、地域課題解決に向けて取り組んでいる。	○	
	介護支援専門員の質の向上のための支援	地域の介護支援専門員の全体の質の向上のために研修会や事例検討会を開催したり、地域資源等の情報提供をしている。	○	
	個々の介護支援専門員へのサポート	介護支援専門員(プランナーも含む)との連携を図り、常に相談しやすい体制や関係作りを努め、課題等の把握をしている。また介護支援専門員と関係機関等との顔つなぎをしている。	○	
一般介護予防事業	《独自の取り組み》介護予防の必要性を説明し住民主体の集いの場や活動の立ち上げ支援及び運営後の支援を行うとともにいきいき100歳体操の普及に努めます。	《具体的な取り組み》 ・いきいき100歳体操サロン 7箇所立ち上がっている。 ・ニュースポーツ交流会(いき100歳体操サロンや社協ふれあいサロン)参加者 80名以上で実施している。	○	
	介護予防普及啓発	計画的に健康教育等を実施し、介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		地域にある団体等を把握し、介護予防活動の普及・啓発をすることに努めている。	○	
		新規団体への介護予防活動の普及・啓発を行っている。	○	
		介護予防を推進するため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている。	○	
		地域に偏りなく、健康教育や健康講話を行っている。	○	
		介護予防活動の普及啓発後も継続的にその団体を支援する工夫を行っている。	○	
		介護予防普及啓発活動で何らかの支援を要するものを早期に把握した場合、適切な支援につなげている。	○	
地域リハビリテーション活動支援	介護予防の取り組み団体を支援する場合、リハビリ専門職等と連携し、介護予防取組の機能強化を図っている。	○		

## 佐世保市宇久地域包括支援センター業務評価結果

## 1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
業務全般	全体的に、住民の実態把握が行われ、きめ細やかな支援がなされています。センター内の職種間でも支援の方向性が統一されており、緊急性、困難性などの視点も統一化され、誰が対応しても分かるように記録されていました。また、各関係機関と情報の共有も図られており、早急な対応ができています。地域課題についても、具体的に明確化されており、日頃の活動の中で、職員間で常に共有され、関係機関とも情報共有が図られていました。各関係機関のみならず、地域の商店との繋がりもできていますので、更なる効果的な活動を期待します。
介護予防ケアマネジメント	高齢者及び地域住民の実態把握が行われて、支援や必要なサービスに繋がられています。事業の終了者についても、訪問して状況の把握に努められており、支援が継続されています。サービス担当者会議や承認会議では、職員全員で参加しサービスの内容等について検討が行われ、情報の共有がなされていました。地域的にサービスやインフォーマルサービスも少ないですが、今後も支援をお願いします。
総合相談	離島であるため、少ない支援機関の中で、民児協、自治協等既存の団体と支えあいながら、相談者へ支援できる関係づくりが進められていました。相談票についても、個人ファイルでまとめられ、気になる方には定期的に訪問されていました。
権利擁護	必要に応じ、法テラスや公証役場の紹介を口頭及びチラシで行うとともに、気になる事例については、継続して見守りを行われていました。
包括的継続的ケアマネジメント	関係機関と連携を深め、地域ケア会議等を通じて、地域の共助力が高まる支援を展開されています。職員間でも、地域ケア会議の必要性が理解されており、地域の居宅介護事業所についても、研修会等を開催しつつ、情報提供や同行訪問を行う等の支援もされていました。
一般介護予防	住民主体の自主活動グループの立ち上げや活動継続の支援に、関係機関とも連携して積極的に取り組まれています。高齢者実態把握のための家庭訪問も継続して行われ、詳細な個別台帳を整理されています。その活動の結果、支援が必要な方を発見でき、サービス等に繋がっています。更に、緊急時や個人の変化が見られた時にも活用が図られ、早急な対応ができています。今後も、その台帳を活用され、介護予防支援に役立ててください。

## 2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の有無

有・無

## 3. 長寿社会課による総合評価

総括	住民の実態把握を継続的に実施することにより、情報が適切に管理され、きめ細やかな支援が行われています。関係機関を含め地域ぐるみの連携が図られ、積極的な活動に繋がっています。今後も生活支援コーディネーターとの連携を行い、地域課題の整理やサービスの創出等、住民とともに活動を進めてください。
----	--

## 4. 改善事項

特にありません